

【別紙 6】 汚泥性状に係る契約基準・目標基準

1 基本事項

- (1) 汚泥性状に係る要求水準は、受託者に課す「契約基準」と「目標基準」を設定する。
- (2) 契約基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の各回測定値が達成すべき契約基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき契約基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、年平均値の算定に際しては、各回測定値と脱水汚泥量を考慮した加重平均値とし、加重平均値を算定する方法については、次の考え方のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	…
測定 ↓ 結果 含水率A 汚泥量a	測定 ↓ 結果 含水率B 汚泥量b	測定 ↓ 結果 含水率C 汚泥量c	測定 ↓ 結果 含水率D 汚泥量d	測定 ↓ 結果 含水率E 汚泥量e	脱水機稼働なし	脱水機稼働なし	測定 ↓ 結果 含水率F 汚泥量f	測定 ↓ 結果 含水率G 汚泥量g	

$$\begin{aligned} \text{年平均値} &= [\text{各回含水率}(\%) \times \text{各回脱水汚泥量}(t) \text{の総和}] \div [\text{各回脱水汚泥量}(t) \text{の総和}] \\ &= (A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \dots) \div (a + b + c + d + e + f + g + \dots) \end{aligned}$$

- (5) 受託者は、汚泥試験の基準項目に関し、契約基準及び目標基準に適合させるよう処理すること。
- (6) 基準項目とする含水率は、施設稼働時に1日1回以上の頻度で測定すること。
- (7) 汚泥試験は、簡易法による測定を可とするが、この場合、あらかじめ簡易法と公定法の測定値の相関を確認するとともに、簡易法による測定値が契約基準を満足していないおそれがあると考えられるときは、速やかに公定法による含水率の測定を行うものとする。
- (8) 委託者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができる。
- (9) 契約基準が未達だった場合は、委託費の減額を行う。

2 契約基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験（受託者が実施する汚泥試験に限らず、委託者が実施する汚泥試験を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき契約基準は、以下のとおりとする。

項目	基準項目	契約基準	
		内浜処理場	淀江浄化センター
汚泥性状	含水率	85.0%以下	85.0%以下

3 目標基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき目標基準は、以下のとおりとする。3ヵ年平均値を目標値とする。

項目	基準項目	目標基準	
		内浜処理場	淀江浄化センター
汚泥性状	含水率	81.0%以下	83.0%以下

【別紙7】流入水等の条件

1 基本事項

- (1) 運転管理に係る流入水量及び流入水質に関する基準を各処理場に設定する。
- (2) 流入水の水質及び排出事業者の監督は委託者の責任とするが、受託者は常に流入水量及び水質の監視を行い、水質等に異常があった場合は速やかに委託者へ報告すること。

2 流入水量に関する基準（処理場）

本件処理場の流入水量に関する基準は、施設能力によるものとし、次のとおりとする。

施設名	日最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	流入水量の実績
内浜処理場	41,520	別紙7-1
皆生処理場	33,200	別紙7-2
淀江浄化センター	3,300	別紙7-3

3 委託費の受託者の費用負担に関する流入水量（処理場）

受託者の費用負担に関する流入水量の基準は、流入水量予測値によるものとし、次のとおりとする。（根拠資料は別紙7-4を参照。）

施設名	区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
内浜処理場	年間総流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)	10,662,312	10,573,685	10,514,555
	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	29,132	28,969	28,807
皆生処理場	年間総流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)	6,202,602	6,214,125	6,242,230
	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	16,947	17,025	17,102
淀江浄化センター	年間総流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)	887,916	881,475	877,825
	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	2,426	2,415	2,405

※1 年間総流入水量は、「日平均流入水量×年間日数」にて算出。

ただし、令和5年度は閏年を考慮した値である。

※2 日平均流入水量は、平成28～令和2年度の5ヵ年実績値から推移した値である。

4 流入水質に関する基準（処理場）

本件処理場の流入水質に関する基準は、次のとおりとする。

施設名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	流入水質実績
内浜処理場	5～9	600 以下	600 以下	240 以下	32 以下	別紙 7-5
皆生処理場	同上	同上	同上	同上	同上	別紙 7-5
淀江浄化センター	同上	同上	同上	同上	同上	別紙 7-5

※1 上表に記載のない水質項目については、下水道法第 12 条の 2 の範囲内とする。

※2 流入水質の測定時点において上記の流入基準を満たさない場合は、流入水質に関する流入基準の未達とする。なお、流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

5 汚泥性状に関する実績

本委託では、「汚泥性状に係る契約基準」に関して供給汚泥量及び汚泥性状に関する基準は設定せず、受託者の運用によるものとする。参考までに、脱水設備への供給汚泥性状及び脱水汚泥の性状の実績は別紙 7-6 に示すとおりである。

別紙 7-1 内浜処理場 (流入水量)

年度	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成28年度	流入総量	(m ³ /月)	846,237	864,698	906,645	896,242	883,587	971,645	927,993	909,659	986,195	979,970	922,194	920,788	
	日平均	(m ³ /日)	28,208	27,893	30,222	28,911	28,503	32,388	29,935	30,322	31,813	31,612	32,936	29,703	
	最大	(m ³ /日)	32,301	32,399	33,702	34,619	33,339	40,015	35,583	34,651	34,829	36,657	36,104	33,722	
	最小	(m ³ /日)	25,971	26,240	26,248	25,995	25,542	26,247	27,191	25,982	29,112	27,310	29,627	26,412	
	標準流入量	(m ³ /月)	265,108	285,556	270,958	307,108	308,645	336,642	291,297	284,326	353,630	326,588	299,519	307,670	
	日平均	(m ³ /日)	8,837	9,211	9,032	9,907	9,956	11,221	9,397	9,478	11,407	10,535	10,697	9,925	
	最大	(m ³ /日)	9,616	9,855	9,724	13,622	14,260	14,152	11,575	10,933	13,581	12,620	12,911	11,459	
	最小	(m ³ /日)	8,040	8,673	8,238	8,701	8,873	9,036	8,135	8,785	9,437	9,203	9,088	9,093	
	高度流入量	(m ³ /月)	581,129	579,142	635,687	589,134	574,942	635,003	636,696	625,333	632,565	653,382	622,675	613,118	
	日平均	(m ³ /日)	19,371	18,682	21,190	19,004	18,547	21,167	20,539	20,844	20,405	21,077	22,238	19,778	
	最大	(m ³ /日)	23,519	23,441	24,234	24,194	22,222	25,863	24,008	24,027	23,449	24,037	24,261	22,882	
	最小	(m ³ /日)	16,782	16,815	17,370	12,889	15,470	16,883	18,307	16,832	17,221	17,563	20,044	16,847	
	平成29年度	流入総量	(m ³ /月)	900,984	878,603	873,800	951,773	937,125	917,171	1,014,419	914,618	912,533	971,306	858,188	927,983
		日平均	(m ³ /日)	30,033	28,342	29,127	30,702	30,230	30,572	32,723	30,487	29,437	31,332	30,650	29,935
最大		(m ³ /日)	34,346	33,296	34,198	35,310	35,330	35,293	35,994	34,830	32,973	34,925	35,191	34,531	
最小		(m ³ /日)	27,707	26,908	27,209	27,378	26,436	26,471	29,324	27,971	26,420	25,200	26,901	26,435	
標準流入量		(m ³ /月)	293,662	278,514	274,757	281,447	281,022	277,060	290,988	267,192	274,326	292,252	265,414	275,727	
日平均		(m ³ /日)	9,789	8,984	9,159	9,079	9,065	9,235	9,387	8,906	8,849	9,427	9,479	8,894	
最大		(m ³ /日)	12,232	9,383	10,060	10,854	11,095	10,566	11,109	10,555	11,408	11,156	11,236	10,512	
最小		(m ³ /日)	8,394	8,148	8,706	8,139	8,038	8,163	7,985	8,036	5,529	7,974	8,376	8,229	
高度流入量		(m ³ /月)	607,322	600,089	599,043	670,326	656,103	640,111	723,431	647,426	638,207	679,054	592,774	652,256	
日平均		(m ³ /日)	20,244	19,358	19,968	21,623	21,165	21,337	23,336	21,581	20,587	21,905	21,171	21,041	
最大		(m ³ /日)	24,201	24,082	24,540	24,898	24,650	24,863	25,468	24,685	23,479	24,269	23,955	24,740	
最小		(m ³ /日)	16,943	17,937	17,877	19,210	18,142	17,938	20,403	19,352	18,087	16,414	18,525	17,990	
平成30年度		流入総量	(m ³ /月)	865,926	957,372	922,592	957,768	871,538	974,416	928,410	850,175	952,913	910,825	827,716	939,188
		日平均	(m ³ /日)	28,864	30,883	30,753	30,896	28,114	32,481	29,949	28,339	30,739	29,381	29,561	30,296
	最大	(m ³ /日)	35,063	35,196	35,433	36,376	30,431	36,075	36,014	33,000	34,476	33,091	31,766	33,608	
	最小	(m ³ /日)	26,466	27,489	27,723	28,110	26,570	27,587	26,903	26,450	26,312	26,723	27,065	26,852	
	標準流入量	(m ³ /月)	265,131	287,632	277,703	295,783	277,718	293,476	282,614	271,109	294,626	277,701	248,843	303,892	
	日平均	(m ³ /日)	8,838	9,278	9,257	9,541	8,959	9,783	9,117	9,037	9,504	8,958	8,887	9,803	
	最大	(m ³ /日)	10,295	10,492	10,951	11,093	9,712	11,302	11,173	10,555	10,850	10,403	9,922	11,749	
	最小	(m ³ /日)	8,217	8,187	8,427	8,666	8,379	8,557	8,177	8,350	8,589	8,286	7,966	8,613	
	高度流入量	(m ³ /月)	600,795	669,740	644,889	661,985	593,820	680,940	645,796	579,066	658,287	633,124	578,873	635,296	
	日平均	(m ³ /日)	20,027	21,605	21,496	21,354	19,155	22,698	20,832	19,302	21,235	20,423	20,674	20,493	
	最大	(m ³ /日)	24,805	24,769	24,482	25,283	21,255	25,011	25,399	24,004	23,740	22,688	23,154	23,293	
	最小	(m ³ /日)	17,917	18,437	18,996	18,815	17,667	19,030	18,257	17,603	17,479	18,130	18,212	16,624	
	令和元年度	流入総量	(m ³ /月)	870,006	854,236	897,688	948,385	902,486	889,311	906,655	836,859	909,739	901,836	881,977	933,429
		日平均	(m ³ /日)	29,000	27,556	29,923	30,593	29,112	29,644	29,247	27,895	29,346	29,091	30,413	30,111
最大		(m ³ /日)	33,235	32,593	34,085	34,528	34,758	33,419	33,894	30,949	32,683	34,043	33,766	33,568	
最小		(m ³ /日)	26,164	26,195	25,940	27,356	25,863	26,602	26,554	25,855	26,342	26,128	27,398	27,043	
標準流入量		(m ³ /月)	266,860	271,388	274,382	284,488	276,030	273,738	278,026	274,325	284,196	296,756	279,788	296,189	
日平均		(m ³ /日)	8,895	8,754	9,146	9,177	8,904	9,125	8,969	9,144	9,168	9,573	9,648	9,554	
最大		(m ³ /日)	10,029	9,509	10,616	10,209	10,488	9,950	10,138	9,904	10,821	11,042	11,914	11,260	
最小		(m ³ /日)	8,176	8,131	8,190	8,298	8,164	8,539	8,197	8,365	8,362	8,836	8,593	8,359	
高度流入量		(m ³ /月)	603,146	582,848	623,306	663,897	626,456	615,573	628,629	562,534	625,543	605,080	602,189	637,240	
日平均		(m ³ /日)	20,105	18,802	20,777	21,416	20,208	20,519	20,278	18,751	20,179	19,519	20,765	20,556	
最大		(m ³ /日)	23,808	23,919	24,493	24,541	25,015	23,964	24,582	21,947	23,380	23,030	23,409	22,932	
最小		(m ³ /日)	17,490	17,354	17,003	18,141	17,497	17,842	17,634	16,745	17,495	16,763	18,025	17,754	
令和2年度		流入総量	(m ³ /月)	895,855	857,399	908,606	994,606	894,196	917,108	906,154	853,846	945,118	996,163	835,777	900,145
		日平均	(m ³ /日)	29,862	27,658	30,287	32,084	28,845	30,570	29,231	28,462	30,488	32,134	29,849	29,037
	最大	(m ³ /日)	35,810	32,910	34,981	35,767	35,124	35,463	34,653	33,623	34,285	34,674	33,274	32,104	
	最小	(m ³ /日)	26,690	25,385	25,955	27,093	27,063	25,321	26,609	25,097	26,592	29,199	26,136	26,841	
	標準流入量	(m ³ /月)	291,838	286,000	288,545	292,989	288,762	275,925	286,692	280,443	301,404	313,727	272,372	295,790	
	日平均	(m ³ /日)	9,728	9,226	9,618	9,451	9,315	9,198	9,248	9,348	9,723	10,120	9,728	9,542	
	最大	(m ³ /日)	12,373	10,255	11,688	12,012	11,316	11,780	10,796	9,999	12,189	11,219	10,887	11,277	
	最小	(m ³ /日)	8,528	8,725	8,350	8,700	8,021	8,447	5,005	7,249	8,681	8,951	8,837	8,793	
	高度流入量	(m ³ /月)	604,017	571,399	620,061	701,617	605,434	641,183	619,462	573,403	643,714	682,436	563,405	604,355	
	日平均	(m ³ /日)	20,134	18,432	20,669	22,633	19,530	21,373	19,983	19,113	20,765	22,014	20,122	19,495	
	最大	(m ³ /日)	24,467	23,658	24,468	25,049	24,149	24,847	24,586	24,525	23,591	23,753	22,562	22,773	
	最小	(m ³ /日)	17,391	16,283	16,961	19,163	17,961	17,338	17,551	15,656	17,390	19,067	17,079	17,154	

別紙 7-2 皆生処理場（流入水量）

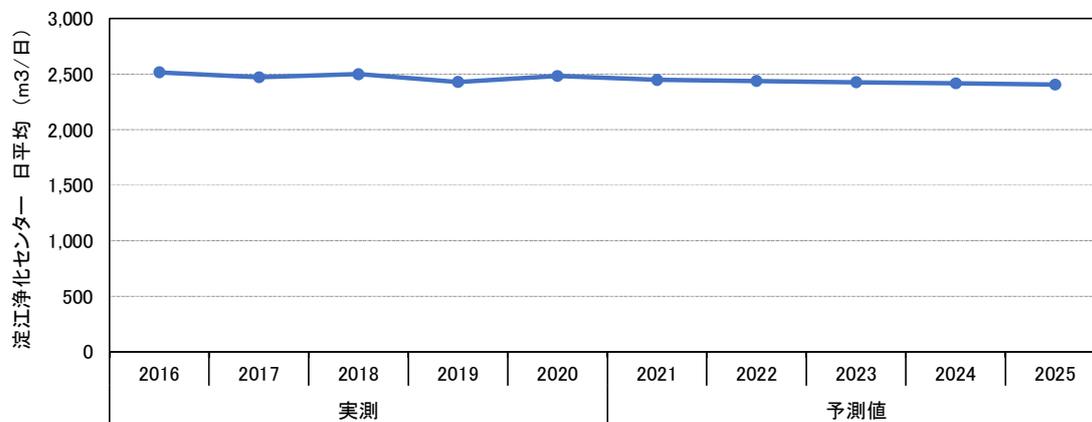
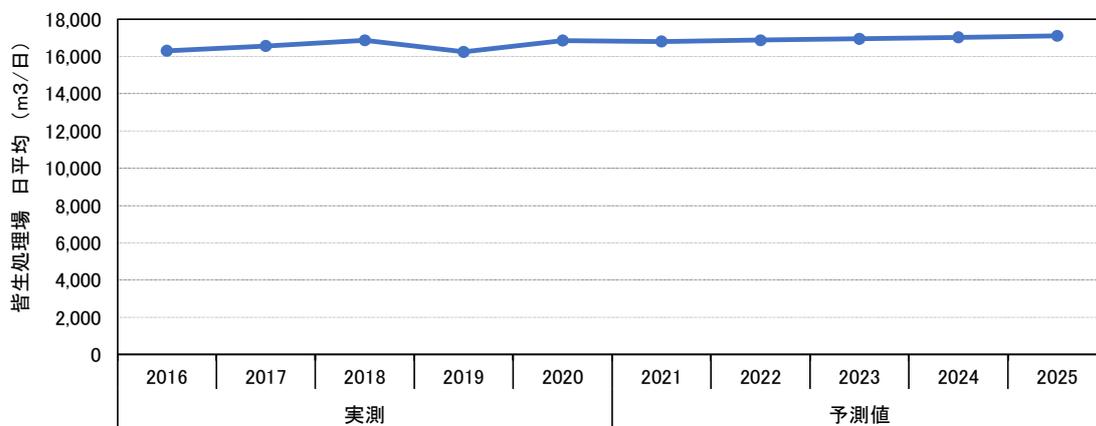
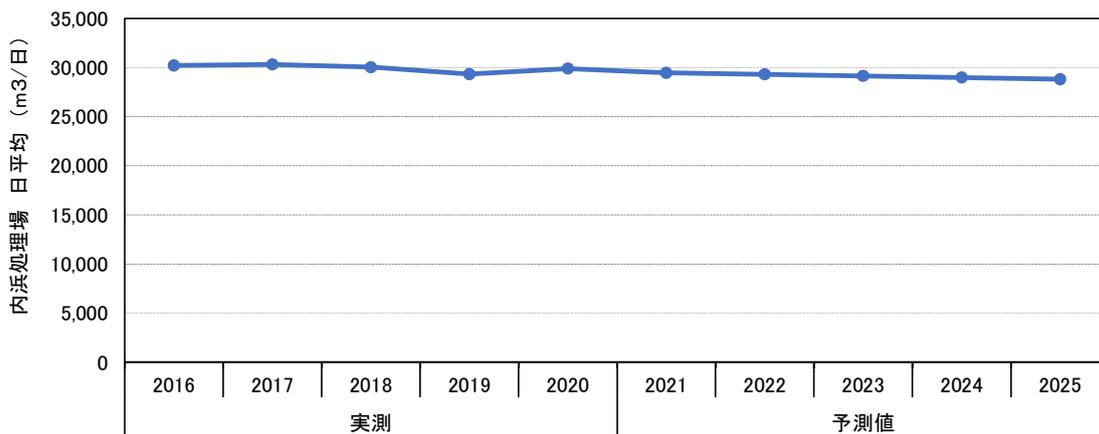
年度	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	流入総量	(m3/月)	468,339	472,991	494,160	486,933	499,760	542,177	511,205	492,612	518,237	507,174	474,045	479,775
	日平均	(m3/日)	15,611	15,258	16,472	15,708	16,121	18,073	16,490	16,420	16,717	16,360	16,930	15,477
	最大	(m3/日)	16,382	16,229	20,522	16,762	18,810	21,791	17,552	17,553	19,575	17,547	17,886	16,288
	最小	(m3/日)	14,877	14,693	14,797	14,862	14,985	16,283	15,827	15,775	15,256	15,203	16,043	14,545
平成29年度	流入総量	(m3/月)	452,106	457,964	461,893	494,666	509,684	536,399	593,362	553,962	529,110	511,613	450,668	492,446
	日平均	(m3/日)	15,070	14,773	15,396	15,957	16,441	17,880	19,141	18,465	17,068	16,504	16,095	15,885
	最大	(m3/日)	16,396	15,435	17,140	18,181	17,878	21,421	23,974	19,687	18,629	17,682	17,130	18,475
	最小	(m3/日)	14,419	14,200	14,681	15,256	15,165	16,775	17,050	16,968	15,703	15,303	15,409	15,043
平成30年度	流入総量	(m3/月)	461,562	488,513	520,222	570,856	546,624	561,743	549,400	487,241	516,628	503,276	453,456	496,104
	日平均	(m3/日)	15,385	15,758	17,341	18,415	17,633	18,725	17,723	16,241	16,665	16,235	16,195	16,003
	最大	(m3/日)	17,548	17,063	19,082	25,209	18,775	28,378	22,964	16,817	18,314	17,309	17,130	17,287
	最小	(m3/日)	14,716	15,005	16,286	15,567	16,057	16,628	16,198	15,466	15,750	15,553	15,395	15,269
令和元年度	流入総量	(m3/月)	463,191	471,086	472,475	507,505	517,015	488,502	514,308	491,907	510,156	511,898	491,826	503,815
	日平均	(m3/日)	15,440	15,196	15,749	16,371	16,678	16,283	16,591	16,397	16,457	16,513	16,960	16,252
	最大	(m3/日)	23,808	23,919	24,493	24,541	25,051	23,964	24,582	21,947	23,380	23,030	23,409	22,932
	最小	(m3/日)	14,648	14,533	14,628	15,662	12,528	15,393	15,420	15,799	15,735	15,758	15,733	14,068
令和2年度	流入総量	(m3/月)	468,350	439,959	466,503	541,225	510,775	537,703	588,499	550,765	539,643	535,398	457,702	514,077
	日平均	(m3/日)	15,612	14,192	15,550	17,459	16,477	17,923	18,984	19,359	17,408	17,271	16,347	16,583
	最大	(m3/日)	20,598	14,778	22,221	21,489	17,378	20,138	20,350	20,948	19,843	19,578	17,775	18,119
	最小	(m3/日)	14,180	13,569	13,582	15,658	15,394	15,765	17,797	15,689	16,003	15,589	15,302	15,320

別紙 7-3 淀江浄化センター（流入水量）

年度	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	流入総量	(m3/月)	73,837	77,173	79,252	78,592	78,967	74,985	75,709	74,722	78,916	77,808	71,863	75,716
	日平均	(m3/日)	2,461	2,489	2,642	2,535	2,547	2,500	2,442	2,491	2,546	2,510	2,567	2,442
	最大	(m3/日)	2,564	2,657	2,848	2,693	2,744	2,856	2,623	2,648	2,863	2,900	2,719	2,549
	最小	(m3/日)	2,311	2,244	2,456	2,356	2,369	2,293	2,318	2,368	2,361	2,302	2,390	2,264
平成29年度	流入総量	(m3/月)	74,095	76,226	72,688	76,463	78,377	76,364	78,735	73,038	77,038	76,179	67,965	74,988
	日平均	(m3/日)	2,470	2,459	2,423	2,467	2,528	2,545	2,540	2,435	2,485	2,457	2,427	2,419
	最大	(m3/日)	2,609	2,625	2,598	2,648	2,701	2,783	2,989	2,536	2,616	2,643	2,644	2,650
	最小	(m3/日)	2,264	2,314	2,242	2,168	2,399	2,336	2,287	2,320	2,362	2,183	2,193	2,255
平成30年度	流入総量	(m3/月)	-	-	-	78,443	76,606	77,110	78,411	72,231	76,202	76,637	71,106	77,562
	日平均	(m3/日)	-	-	-	2,530	2,471	2,570	2,529	2,408	2,458	2,472	2,540	2,502
	最大	(m3/日)	-	-	-	2,981	2,670	3,574	2,904	2,558	2,809	2,660	2,678	2,667
	最小	(m3/日)	-	-	-	2,281	2,287	2,258	2,335	2,274	2,140	2,318	2,390	2,300
令和元年度	流入総量	(m3/月)	73,942	76,254	73,757	75,454	75,781	71,673	74,135	70,001	75,249	75,333	71,319	75,834
	日平均	(m3/日)	2,464	2,460	2,459	2,434	2,445	2,389	2,391	2,333	2,427	2,430	2,459	2,446
	最大	(m3/日)	2,619	2,646	2,989	2,707	2,760	2,574	2,549	2,493	2,620	2,717	2,814	2,751
	最小	(m3/日)	2,313	2,266	2,205	2,228	2,341	2,198	2,190	2,145	2,077	2,155	2,329	2,305
令和2年度	流入総量	(m3/月)	73,353	68,486	77,489	79,548	76,672	74,549	76,171	73,482	79,493	79,930	70,202	76,864
	日平均	(m3/日)	2,445	2,209	2,583	2,566	2,473	2,485	2,457	2,449	2,564	2,578	2,507	2,479
	最大	(m3/日)	3,120	2,328	3,306	3,358	2,595	2,790	2,662	2,607	3,114	2,741	2,605	2,629
	最小	(m3/日)	2,085	2,008	2,352	2,298	2,360	2,318	2,296	2,329	2,127	2,309	2,378	2,254

別紙 7-4 流入水量の将来予測

項目	日平均流入水量（実績値）（m ³ /日）							日平均流入水量（予測値）（m ³ /日）		
	従来発注（業務委託期間）							第1期包括委託		
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
内浜処理場	30,204	30,298	30,021	29,328	29,876	29,457	29,295	29,132	28,969	28,807
皆生処理場	16,303	16,556	16,860	16,241	16,847	16,793	16,870	16,947	17,025	17,102
淀江浄化センター	2,514	2,471	2,498	2,428	2,483	2,447	2,436	2,426	2,415	2,405



別紙 7-5 公共下水道事業施設（流入水質）

内浜処理場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成28年度	BOD (mg/l)	98	130	210		130	180	200	190	140	140	360	150	175
	COD (mg/l)	53	63	86	97	69	85	65	100	83	78	310	74	97
	S S (mg/l)	70	68	50	98	89	110	83	110	69	98	45	67	80
	T-N (mg/l)	20	19		36	23	26	22	26	24	22	19	22	24
	T-P (mg/l)	2.2	2.5	1.9	4.3	2.7	3.4	2.7	4.4	3.1	2.7	2.4	3.1	3.0
平成29年度	BOD (mg/l)	160	430	160	140	320	160	370	140	150	150	120	210	209
	COD (mg/l)	97	110	77	75	130	70	250	56	69	98	58	97	99
	S S (mg/l)	100	100	77	64	150	66	68	67	63	110	59	110	86
	T-N (mg/l)	43	27	39	24	33	28	33	15	30	30	39	33	31
	T-P (mg/l)	5.3	11.0	4.7	7.0	3.7	6.7	5.2	6.2	7.6	7.4	7.4	7.2	6.6
平成30年度	BOD (mg/l)	170	200	170	190	240	210	150	220	160	170	130	100	176
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	82	70	48	86	120	60	86	110	260	56	57	120	96
	T-N (mg/l)	40	36	32	40	36	34	30	37	42	39	53	39	38
	T-P (mg/l)	6.6	6.7	5.4	6.5	6.8	5.8	5.0	7.4	4.3	7.3	8.7	5.6	6.3
令和元年度	BOD (mg/l)	160	160	150	140	240	170	320	200	290	190	180	140	195
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	100	91	120	74	88	94	120	88	110	97	90	97	97
	T-N (mg/l)	58	66	66	46	49	55	54	69	51	44	54	46	55
	T-P (mg/l)	9.3	9.7	8.4	6.7	9.4	11.0	9.6	12.0	9.4	7.5	8.7	6.3	9.0
令和2年度	BOD (mg/l)	140	180	200	320	160	200	240	150	200	170	120	190	189
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	100	87	86	96	58	110	110	90	100	76	94	91	92
	T-N (mg/l)	60	48	62	51	45	48	43	46	55	48	41	50	50
	T-P (mg/l)	8.3	8.2	8.8	6.9	7.0	7.5	7.0	6.8	7.7	6.5	3.9	6.3	7.1

皆生処理場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成28年度	BOD (mg/l)	200	220	210	540	280	160	220	190	170	220	160	200	231
	COD (mg/l)	88	85	79	120	110	86	70	89	95	110	92	100	94
	S S (mg/l)	220	210	170	360	230	120	140	160	140	240	150	180	193
	T-N (mg/l)	27	28		37	32	23	21	25	30	29	28	30	28
	T-P (mg/l)	5.2	4.0	4.9	8.2	3.7	2.7	3.2	3.6	4.1	4.7	3.4	4.7	4.4
平成29年度	BOD (mg/l)	180	230	480	240	230	220	170	180	220	180	150	210	224
	COD (mg/l)	110	130	180	110	100	89	110	120	180	130	120	120	125
	S S (mg/l)	160	180	760	160	150	220	150	150	170	150	140	170	213
	T-N (mg/l)	30	29	34	38	39	39	43	27	26	28	33	23	32
	T-P (mg/l)	4.2	4.7	4.6	3.7	3.5	4.0	3.6	3.9	4.7	4.3	4.3	4.4	4.2
平成30年度	BOD (mg/l)	180	190	190	170	170	190	240	200	200	190	450	200	214
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	160	170	220	150	150	140	150	160	220	150		160	166
	T-N (mg/l)	39	34	33	31	29	31	28	35	38	36	69	50	38
	T-P (mg/l)	4.7	4.7	4.3	3.4	3.4	3.8	3.4	4.5	4.4	4.3	6.2	5.3	4.4
令和元年度	BOD (mg/l)	290	230	950	270	230	190	210	220	230	200	640	180	320
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	890	250	1,600	170	160	160	180	160	140	120	960	130	410
	T-N (mg/l)	50	55		54	45	50	50	61	53	52	110	57	58
	T-P (mg/l)	4.8	5.3		5.2	4.8	4.8	5.0	5.1	5.4	5.0	2.3	4.9	4.8
令和2年度	BOD (mg/l)	210	250	220	390	290	250	270	330	230	180	230	160	251
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	160	240	200	230	250	160	200	280	200	180	160	160	202
	T-N (mg/l)	64	48	59	59	58	51	55	58	58	59	54	59	57
	T-P (mg/l)	5.4	5.8	6.0	6.4	5.9	5.5	7.5	8.8	6.1	5.4	5.1	5.8	6.1

流江浄化センター

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成28年度	BOD (mg/l)	220	250	230	210	230	230	140	200	200	190	180	250	211
	COD (mg/l)	130	130	120	140	130	140	150	120	130	120	130	150	133
	S S (mg/l)	240	250	220	200	200	160	200	160	180	160	190	210	198
	T-N (mg/l)													
	T-P (mg/l)													
平成29年度	BOD (mg/l)	240	230	240	260	240	320	240	280	230	210	190	270	246
	COD (mg/l)	174	133	130	110	91	220	170	130	130	120	130	170	142
	S S (mg/l)	190	160	180	310	240	370	250	220	180	210	180	220	226
	T-N (mg/l)													
	T-P (mg/l)													
平成30年度	BOD (mg/l)	250	300	230	240	230	240	180	230	230	320	330	230	251
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	230	230	210	240	200	190	160	220	200	270	260	200	218
	T-N (mg/l)													
	T-P (mg/l)													
令和元年度	BOD (mg/l)	230	250	230	430	300	200	170	360	250	240	440	360	288
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	240	230	140	480	200	170	170	230	160	190	280	240	228
	T-N (mg/l)													
	T-P (mg/l)													
令和2年度	BOD (mg/l)	280	160	280	460	210	270	180	240	230	300	310	240	263
	COD (mg/l)													
	S S (mg/l)	200	270	180	220	200	220	170	180	220	260	220	200	212
	T-N (mg/l)													
	T-P (mg/l)													

別紙 7-6 公共下水道事業施設（汚泥関係試験結果）

内浜処理場

年度	測定項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	最小	最大
平成28年度	供給汚泥	pH	(—)	6.3	6.3	6.4	7.0	6.3	7.0	6.0	6.4	6.7	6.4	6.1	6.0	6.4	6.0	7.0
		蒸発残留物	(mg/l)	30,500	29,400	26,900	24,300	21,700	25,100	38,400	29,000	26,700	30,000	37,000	35,400	29,533	21,700	38,400
		強熱減量率	(%)	81.0	80.9	80.0	77.9	80.0	77.0	83.1	82.1	81.4	83.5	85.0	84.0	81.3	77.0	85.0
	脱水ケーキ	含水率	(%)	84.8	83.5	80.7	84.0	79.8	83.4	81.1	79.9	80.3	80.3	78.8	80.2	81.4	78.8	84.8
		強熱減量率	(%)	83.7	82.6	80.3	80.1	82.8	80.2	84.2	85.4	83.6	85.2	86.3	85.6	83.3	80.1	86.3
平成29年度	供給汚泥	pH	(—)	6.4	6.4	6.4	6.1	6.4	6.5	6.7	6.7	6.2	6.6	6.5	6.6	6.5	6.1	6.7
		蒸発残留物	(mg/l)	27,000	27,900	23,800	19,700	27,700	20,500	20,500	26,600	40,700	31,800	28,200	29,600	27,000	19,700	40,700
		強熱減量率	(%)	81.8	82.3	81.7	80.0	76.7	79.6	79.5	80.6	83.8	83.3	83.8	82.9	81.3	76.7	83.8
	脱水ケーキ	含水率	(%)	81.0	80.5	77.7	78.2	80.2	77.2	79.2	78.4	80.8	77.9	79.9	80.2	79.3	77.2	81.0
		強熱減量率	(%)	85.5	84.4	83.7	82.0	80.0	81.6	81.1	81.7	80.5	84.0	85.7	84.8	82.9	80.0	85.7
平成30年度	供給汚泥	pH	(—)	6.3	6.8	-	7.2	6.6	6.9	7.0	7.6	7.3	7.4	7.4	7.3	7.1	6.3	7.6
		蒸発残留物	(mg/l)	29,100	25,300	-	22,800	24,000	16,000	16,800	16,300	16,200	16,000	14,100	15,500	19,282	14,100	29,100
		強熱減量率	(%)	83.2	83.2	-	77.7	81.4	77.3	78.0	74.2	77.9	76.6	75.7	76.1	78.3	74.2	83.2
	脱水ケーキ	含水率	(%)	78.8	78.4	81.4	79.8	80.7	85.1	82.2	83.9	83.3	84.9	83.4	83.2	82.1	78.4	85.1
		強熱減量率	(%)	84.4	83.2	82.4	82.1	82.0	80.0	79.7	77.5	78.7	80.1	78.9	79.7	80.7	77.5	84.4
令和元年度	供給汚泥	pH	(—)	7.4	7.4	6.7	7.1	7.3	7.2	7.3	7.1	6.8	6.9	7.0	7.2	7.1	6.7	7.4
		蒸発残留物	(mg/l)	18,200	16,500	22,900	20,400	20,300	15,900	17,500	16,800	20,100	19,700	19,100	17,900	18,775	15,900	22,900
		強熱減量率	(%)	71.5	74.3	80.8	77.6	69.1	73.4	71.1	78.8	81.5	79.6	80.0	75.1	76.1	69.1	81.5
	脱水ケーキ	含水率	(%)	80.5	81.7	78.3	79.8	82.1	82.1	82.9	81.2	80.1	84.1	81.2	82.8	81.4	78.3	84.1
		強熱減量率	(%)	78.6	77.2	83.1	81.3	79.6	78.1	78.1	81.2	85.4	83.3	82.9	80.5	80.8	77.2	85.4
令和2年度	供給汚泥	pH	(—)	7.5	7.6	7.5	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.9	8.1	8.0		7.7	7.5	8.1
		蒸発残留物	(mg/l)	16,500	17,700	18,000	18,200	18,800	18,800	18,400	19,000	18,400	17,000	16,900		17,973	16,500	19,000
		強熱減量率	(%)	75.2	73.4	72.7	72.6	72.4	70.2	74.9	75.2	77.1	77.7	76.3		74.3	70.2	77.7
	脱水ケーキ	含水率	(%)	81.9	81.9	81.2	81.2	82.2	82.5	82.4	83.8	84.5	84.9	82.3		82.6	81.2	84.9
		強熱減量率	(%)	78.4	76.5	75.4	74.9	75.2	76.5	77.3	78.0	79.6	80.6	79.3		77.4	74.9	80.6

皆生処理場

年度	測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	最小	最大		
平成28年度	供給汚泥	pH (—)																	
		蒸発残留物 (mg/l)																	
		強熱減量率 (%)																	
	脱水ケーキ	含水率 (%)		82.6					82.2		82.4			83.4		82.9	82.2	83.8	
		強熱減量率 (%)		86.7					85.3		87.0			88.3		86.9	85.3	88.3	
平成29年度	供給汚泥	pH (—)																	
		蒸発残留物 (mg/l)																	
		強熱減量率 (%)																	
	脱水ケーキ	含水率 (%)		80.6			81.9		82.9		87.5			82.8		82.5	83.0	80.6	87.5
		強熱減量率 (%)		84.3			86.8		86.7		83.3			87.7		87.9	86.1	83.3	87.9
平成30年度	供給汚泥	pH (—)																	
		蒸発残留物 (mg/l)																	
		強熱減量率 (%)																	
	脱水ケーキ	含水率 (%)		85.2			80.9		82.4		82.0			83.0		82.6	80.9	85.2	
		強熱減量率 (%)		88.0			87.0		85.7		86.8			88.0		88.0	87.3	85.7	88.0
令和元年度	供給汚泥	pH (—)																	
		蒸発残留物 (mg/l)																	
		強熱減量率 (%)																	
	脱水ケーキ	含水率 (%)		82.7			81.8		82.6		83.1			82.6		82.6	81.8	83.1	
		強熱減量率 (%)		87.1			86.5		86.5		87.3			89.1		88.4	87.5	86.5	89.1
令和2年度	供給汚泥	pH (—)																	
		蒸発残留物 (mg/l)																	
		強熱減量率 (%)																	
	脱水ケーキ	含水率 (%)		82.3			82.4		82.5		84.7			83.2		83.0	82.3	84.7	
		強熱減量率 (%)		87.8			87.0		86.7		87.5			89.2		89.0	87.9	86.7	89.2

【別紙8】業務日報、月報及び年報の記載内容

1 業務日報

<記載事項(例)>

- 1) 天候、気温、雨量 (気象)
- 2) 報告者 (担当)
- 3) 別紙21の水質試験項目、別紙23の汚泥試験項目の結果 (水質等)
- 4) 各処理運転フローにおける処理数量 (処理状況)
- 5) 各ユーティリティの数量 (調達)
- 6) 管理の指標としている諸元値 (管理)
- 7) 主要機器の運転記録 (運転)
- 8) その他記録・報告すべき事項 (備考)

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

2 業務月報

<記載事項(例)>

- 1) 業務日報に記載の事項
- 2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3) 事故・故障記録、対応報告
- 4) 管理報告
- 5) 第三者検査機関実施の水質分析値

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

3 業務年報

<記載事項(例)>

- 1) 業務月報記載事項の月集計
- 2) 必要な報告事項、その他

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

4 通日試験報告

<記載事項(例)>

- 1) 別紙21の水質試験項目および結果の分析・考察・評価等

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

【別紙 9】 統括マネジメント業務の要求水準

1 基本方針

統括マネジメント業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者が実施する業務について、業務横断的に業務実施手順や業務実施体制を見直し、業務の効率化に配慮し、業務プロセスを再編・再構築して、サービスの質の向上を図るよう努めること。
- (2) 下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ、維持管理・改築・修繕の一体的な最適化を図り、将来の環境の変化に柔軟に対応し得る業務提供体制を構築すること。
- (3) 個別業務間の連絡及び連携を密にし、施設機能を常時把握したうえで、これを業務に反映するよう努めること。
- (4) 委託者と受託者との間のコミュニケーションを密にし、住民サービスレベルの向上を常に意識したうえで、これを業務に反映するよう努めること。
- (5) 個別業務の提供にあたり、マネジメント技術を駆使し、スケジュール、コスト、品質の適切なコントロールを行い、円滑な業務の推進に資すること。
- (6) P D C A の考えを取り入れたセルフモニタリングを通じ、本委託に関係する全ての企業を取りまとめ、委託期間にわたり業務要求水準を満たしたサービスを提供し続けること。
- (7) 本委託における委託者のパートナーとして、下水道事業の健全な経営への貢献の視点を持ち、自らが行う業務範囲において業務プロセスを最適化するだけでなく、委託者が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言を行うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 基本業務計画書の確認

- (1) 統括責任者は、個別業務の責任者が作成する以下の基本業務計画書の内容を確認し、業務開始の 30 日前までに委託者に提出し、承諾を受けること。
 - ア 調達管理計画
 - イ 保守点検計画
 - ウ 修繕・改築計画
 - エ 水質管理計画
 - オ その他、本委託の実施に必要な個別業務の計画
- (2) 基本業務計画書の内容が変更となる場合には、速やかに変更後の基本業務計画書を委託者に提出し、その内容の確認を受けること。

2.2 年度業務計画書及び年度業務報告書の確認

- (1) 統括責任者は、個別業務の業務責任者が作成する年度業務計画書及び年度業務報告書の内容を確認し、委託者に提出すること。
- (2) 年度業務計画書の提出にあたっては、各年度の業務開始の30日前までとする。また、月次業務報告書については翌月の10日（土、日、休日の場合は翌日）まで、四半期業務報告書については当該四半期の翌月末まで、また、年度業務報告書については翌年度の4月末までとする。
- (3) 年度業務計画書の内容が変更となる場合には、速やかに変更後の年度業務計画書を委託者に提出し、その内容の確認を受けること。

2.3 個別業務の履行状況の管理等の実施

- (1) 統括責任者は、個別業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているか管理できる体制を構築し、機能させること。
- (2) 個別業務ごとのコスト及び収支管理を適切に行い、事業期間にわたりサービスが安定的に提供され、資金不足等により事業の安定的継続に支障を来すような事態が生じないよう、必要な管理体制を構築し、機能させること。
- (3) 個別業務の内容について、必要に応じて内容の変更等を行うことで、委託期間にわたり要求水準書に定められた性能を担保するとともに、本件施設の土木建築施設、設備及び機器の機能維持すること。なお、当該内容の変更については、軽微な内容を除き、原則として事前に委託者の承諾を得ること。また、変更した内容については、必要に応じて基本業務計画書及び年度業務計画書に反映すること。
- (4) 統括責任者は、業務従事者の労務管理、安全管理、教育及び訓練等の業務を統括管理すること。
- (5) 統括責任者は、契約書、その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、常に現場を巡回することにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (6) 当該業務は、セルフモニタリングの根幹にあたることを十分に認識し、業務を実施すること。

2.4 委託者との調整

- (1) 委託者と受託者との間で、本委託における会議体を設けること。また、定例で開催する会議体のほか、緊急時は必要に応じて臨時会議を開催すること。
- (2) 受託者は、委託者から個別業務の履行状況に対する確認等の問い合わせがあった場合、速やかに報告等を行うことができる体制を構築し、機能させること。ただし、資料の作成等、対応に相当程度の期間を必要とする場合には、当該期間等について、別途委託者と調整・協議を行うものとする。
- (3) 受託者は、特別な事情（災害時の避難所の開設等）により本件施設を利用する必要が

生じた場合には、委託者の指示に協力すること。

2.5 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成

- (1) 緊急事態の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備について、委託者と受託者との間で協議のうえ、詳細な危機管理対応を定めるものとする。
- (2) 運転管理及び保守点検の各業務の実施に必要な維持管理マニュアルを整備、更新すること。
- (3) 受託者の提案に基づき、委託者と受託者との間で協議のうえ、詳細な緊急時対応を定めるものとする。

【別紙 10】事務業務の要求水準

1 要求水準

受託者が実施する事務業務（以下、本規定において「本業務」という。）の要求水準は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務は、委託者と緊密な連絡をとり、適切に実施すること。
- (2) 契約書に規定する提出書類及び業務報告書は、適宜適切な時期に作成すること。
- (3) 消耗品を調達する場合は、適切に行うこととし、調達した消耗品については保管状況（品質管理の状況を含む）、使用状況等について記録すること。

【別紙 11】 調達管理業務の要求水準

1 基本方針

受託者が実施する調達管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ場の運転管理に必要な電力、通信、資機材等を調達し、管理すること。
- (2) 処理場及びポンプ場の運転管理に必要な上水、工業用水、ガス、薬品、燃料、油脂を調達し、管理すること。
- (3) 下水道使用料は、免除措置を行う。
- (4) 調達した薬品、燃料及び油脂の品質劣化を抑えるため、適切な管理を行うこと。
- (5) 薬品類の受け入れに立会い、付随する操作を行うこと。
- (6) 調達管理計画書には、本件施設の運営を行うために必要な電力、燃料、薬品等の調達方法、及び年間の使用計画について記載すること。
- (7) 使用量及び補充の実績について、毎月まとめ、月間業務実施報告書にて、発注者へ報告すること。
- (8) 委託期間終了時、貯蔵タンク内の残量が業務開始時と同量以上となるように補充すること。
- (9) 本委託における調達物品等の予定数量は【別紙 12】（ユーティリティ等の実績及び調達予定数量）を参照とすること。

2 本業務の要求水準

2.1 電力

- (1) 本件施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、調達にあたっては、電力の安定供給、再生可能エネルギー由来電力の購入、使用電力量及び電力費の削減に配慮する。
- (2) 調達先は受託者の任意とするが、ローカルエナジー株式会社とは必ず交渉を行うこと。
- (3) 受託者は電気の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (4) 電力会社との契約などに関する事務は受注者が実施し、電力料の支払いに係る費用についても受注者の負担により実施すること。
- (5) 電力の使用にあたって省エネルギーに留意し、使用電力量の増大や最大需要電力（デマンド値）の上昇がないよう努めること。

2.2 上水

- (1) 本件施設の運転管理を良好に行うために、安定した上水の供給がされるよう調達及び

使用量などの管理を行うこと。

- (2) 受託者は上水道の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (3) 米子市水道局との契約などに関する事務は受注者が実施し、上水道使用料の支払いに係る費用についても受注者の負担により実施すること。

2.3 工業用水

- (1) 本件施設の運転管理を良好に行うために、安定した工業用水の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。
- (2) 受託者は工業用水道の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (3) 鳥取県企業局との契約などに関する事務は受注者が実施し、工業用水道使用料の支払いに係る費用についても受注者の負担により実施すること。

2.4 ガス

- (1) 本件施設の運転管理を良好に行うために、安定したガスの供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。
- (2) 受託者はガスの契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (3) ガス会社との契約などに関する事務は受注者が実施し、ガス料の支払いに係る費用についても受注者の負担により実施すること。

2.5 通信

- (1) 本件施設の運転管理を行うために必要となる電話及び専用線等の通信の調達及び使用料などの管理を行うこと。
- (2) 受託者は通信回線の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (3) 通信会社との契約などに関する事務は受注者が実施し、通信料の支払いに係る費用についても受注者の負担により実施すること。
- (4) 新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、受注者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。
- (5) インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

2.6 薬品

- (1) 調達した薬品については適正に保管し、品質の確保に努めること。
- (2) 受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、薬品タンク等の残量や薬品の性状等の確認を行い、本委託終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

2.7 燃料

- (1) 調達した燃料については適正に保管し、品質の確保に努めること。
- (2) 受託者は引継期間中に委託者立会いのもと燃料タンク等の残量や燃料の性状等の確認を行い、本委託終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

2.8 油脂

- (1) 調達した油脂については適正に保管し、品質の確保に努めること。

2.9 貸与品

- (1) 委託者は、本委託の開始時点で委託者が保有する工具類、機器に付属する標準工具および備品等（以下「貸与品」という。）を無償で貸与するが、受託者は、これらの数量を委託者の立会いのもとに確認し、これらを優先的に使用するとともに、適切に貯蔵、管理すること。
- (2) 貸与品については、受託者はその機能を維持するとともに、故障が生じた場合は、受託者がこれを修補すること。
- (3) 貸与品の消耗品類の在庫がなくなった場合、又は委託者と協議のうえ、別途調達する必要がある場合は、受託者が必要な消耗品類を調達し、適切に貯蔵、管理すること。また、受託者は、当該消耗品類の調達にあたり、委託者に計画書、証明書を提出すること。
- (4) 受託者が調達する消耗品類については受託者の提案によるものとするが、受託者は、使用する消耗品類の種類、使用量等を記した計画書を事前に作成し、委託者に提出し確認を得ること。また、その使用実績を毎月とりまとめて、委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託終了時に、委託者から貸与された貸与品と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。
- (6) 貸与備品の一覧は、次ページに示すとおりとする。このほか、受託者が独自に備品等を調達する場合は、グリーン調達やリサイクル品の使用に配慮すること。

貸与品一覧

品名	規格・メーカー名	数量	購入日	保管場所	備品番号
行事予定板	FB-E23MT	1	S50.3.22	内浜公社控室	18966
軽量ラック	コクヨ M1-6356N	1	H16.12.6	内浜操作室	21956
書棚・書架・ラック	バンラック軽量棚73X-37	1	H12.10.2	内浜公社控室	21957
机	2人用	1	S54.4.1	皆生	24707
机	2人用	1	S54.4.1	皆生公社控室	24708
回転椅子	一般職員用	1	S54.4.1	皆生操作室	24709
回転椅子	一般職員用	1	S54.4.1	皆生操作室	24710
食器棚		1	S54.4.1	皆生公社控室	24711
軽貨物自動車	マツダスクラムLE-DG63T(鳥取41え4789)	1	H16.5.17	内浜汚泥棟	24713
書庫	バンラックN303G.D.B	1	H13.5.1	中央ポンプ場	24714
机	2人用	1	S54.4.1	中央ポンプ場	24725
モノカラーサープリンタ	キヤノン MF4820D	1	H25.6.12	皆生	30139
軽貨物自動車	スズキワゴンボックス V-DF51V(鳥取40や6452)	1	H8.3.29	中央ポンプ場	30658
回転椅子		1	S54.4.1	内浜公社控室	30832
回転椅子		1	S54.4.1	内浜公社控室	30833
OAチェア	バンラックオフィスチェア L-2095	1	H13.5.1	内浜汚泥棟	30834
OAチェア	バンラックオフィスチェア L-2095	1	H13.5.1	内浜汚泥棟	30835
テーブル		1	S54.4.1	内浜汚泥棟	30836
テーブル		1	S54.4.1	内浜汚泥棟	30837
テーブル		1	S54.4.1	内浜汚泥棟	30838
片袖机		1	S54.4.1	内浜事務室	30839
脇机(木製)		1	S54.4.1	内浜事務室	30840
電話機	NTT	1	H5.4.1	内浜操作室	30841
プリンター	エプソン VP-4300	1	H20.12.2	内浜汚泥棟	30843
ファクシミリ	シャープUX-600CL-T	1	H24.1.5	内浜事務室	30847
机			S54.4.4	青木	30848
テーブル			S54.4.4	青木	30849
ノートパソコン	東芝 DYNABOOK B65/ER	1	R3.4.16	内浜汚泥棟	38152
机	ウチダデスク S-D片袖107P	1	H7.3	事務局	25421
脇机	ウチダ脇机 SDD47	1	H7.3	事務局	25422
椅子	オカムラ椅子CG 14CG14CZFM	1	H10.5	事務局	25424
OAチェア	オカムラエルゴノミクスチェア CG24CZ-FM32.35.36	3	H14.12	事務局	25425
					25426
					25427
軽量棚	H1,800×W1,200	1	H4.11	事務局	25428
ストーブ	コロナ自然通気形開放式石油ストーブ	1	H10.11	事務局	25442
ファクシミリ	シャープファクシミリ UK-D56CW	1	H19.3.19	事務局	25446
ノートパソコン	東芝 PB553LGBPR7HA71	1	H26.7.4	事務局	31283
ノートパソコン	富士通 LIFEBOOK A576/RX	1	H30.4.25	皆生操作室	36142
ノートパソコン	富士通 LIFEBOOK A576/RX	1	H30.5.7	内浜操作室	36143
除雪機	本田技研 SB800(JVT) ブレード除雪機	1	H30.12.25	内浜処理場	37921
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	H31.1.30	中央ポンプ場	37922
硫化水素測定器	HS-03 硫化水素ポケットブルガスモニター	1	H31.4.19	内浜汚泥棟	37923
水質計	ハンディ水質計アクアBP AQ-201 柴田科学	1	R1.6.5	皆生	37944
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.6.13	事務局	37924
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.6.13	事務局	37925
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.6.13	事務局	37926
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.6.13	事務局	37927
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.7.12	内浜事務室	37928
ノートパソコン	富士通 A748/TX FMVA3101BP/S	1	R1.7.12	内浜事務室	37929
芝刈機	本田技研HRX537 芝刈機	1	R1.7.10	内浜	37930
水分計	A&D ML50 水分計	1	R2.3.11	内浜汚泥棟	37945
洗濯機	シャープ 洗濯機 ES-GE6D-T	1	R2.4.30	内浜汚泥棟	37726
ポンプ	鶴見製作ハイスピンポンプ 口径50 100V 60Hz	1	R2.5.21	内浜	37729
電流計	日置電機AC/DCクランプメータ CM4375	1	R2.6.16	内浜	37738
電流計	日置電機AC/DCクランプメータ CM4375	1	R2.6.16	中央ポンプ場	37739
スポットクーラー	KODEN排熱ダクト付スポット/KSM250D	1	R2.6.17	内浜汚泥棟	37734
硫化水素検知機	新コスモス電 XS2200 装着型硫化水素検知機	1	R2.7.1	皆生	37723
刈払機	エンジン刈払機 EKM-270	1	R2.7.29	中央ポンプ場	37735
界面計	MLSS/界面計 SS-10Z 笠原理化	1	R2.8.5	皆生	37737
硫化水素検知機	新コスモス電 XS2200 装着型硫化水素検知機	1	R2.8.17	中央ポンプ場	37724
チップソーカッタ	チップソーカッタ 180mm	1	R2.8.21	内浜汚泥棟	37736
刈払機	エンジン刈払機 EKK-2610	1	R3.5.19	中央ポンプ場	38212
刈払機	エンジン刈払機 EKK-2610	1	R3.8.27	中央ポンプ場	38465
インパクトレンチ	WR36DC(2XP)コードレスインパクトレンチ	1	R3.9.2	内浜脱水	38475

品名	規格・メーカー名	数量	購入日	保管場所	備品番号
OAチェア	プラス	1	H17.3.30	内浜操作室	2114
保管庫	その他サイズ	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	2117
保管庫	その他サイズ	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	2250
回転椅子	一般職員用	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	9214
回転椅子	一般職員用	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	9215
回転椅子	一般職員用	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	9216
回転椅子	一般職員用	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	9217
回転椅子	一般職員用	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	9218
刈払機	FCG21EA	1	H15.12.4	皆生油脂室	18298
黒板		1	S59.4.1	内浜公社控室	18962
黒板		1	S59.4.1	内浜汚泥棟	18963
行事予定板		1	S50.3.22	内浜操作室	18964
行事予定板		1	S50.3.22	内浜汚泥棟	18967
保管庫	6×3	1	S49.10.1	内浜汚泥棟	18977
保管庫	6×3	1	S49.10.1	内浜汚泥棟	18978
保管庫	3×6	1	H17.3.30	内浜操作室	19000
スチール棚		1	H17.3.30	内浜事務室	19001
保管庫	3×6	1	H17.3.30	内浜操作室	19002
保管庫	3×3	1	H17.3.30	内浜操作室	19021
保管庫	3×3	1	H17.3.30	内浜事務室	19022
書棚・書架・ラック		1	H17.3.30	内浜操作室	19025
書棚・書架・ラック		1	H17.3.30	内浜事務室	19026
書棚・書架・ラック		1	H17.3.30	内浜事務室	19027
書棚・書架・ラック		1	H17.3.30	内浜汚泥棟	19028
書棚・書架・ラック		1	H17.3.30	内浜汚泥棟	19029
スチール棚		1	H3.4.1	内浜事務室	19032
保管庫	6×3	1	H3.4.1	内浜事務室	19033
片袖机	一般職員用	1	H17.3.30	内浜操作室	19070
片袖机	一般職員用	1	H17.3.30	内浜操作室	19071
机		1	S50.3.31	内浜公社控室	19099
机		1	S50.3.31	内浜公社控室	19100
机		1	S50.3.31	内浜操作室	19101
机		1	S50.3.31	内浜汚泥棟	19102
応接セット		1	S49.10.1	内浜事務室	19103
パソコンラック・パソコン用机		1	H9.10.22	内浜操作室	19105
シューズボックス		1	S55.5.26	皆生玄関	19220
シューズボックス		1	S55.5.26	内浜玄関	19221
シューズボックス		1	S55.5.26	皆生玄関	19222
更衣ロッカー		1	S59.11.30	中央電気室	19233
更衣ロッカー		1	S59.11.30	内浜汚泥棟	19234
更衣ロッカー		1	S59.11.30	内浜汚泥棟	19235
更衣ロッカー		1	S59.11.30	内浜汚泥棟	19236
更衣ロッカー		1	S59.11.30	内浜汚泥棟	19237
更衣ロッカー		1	S59.11.30	内浜汚泥棟	19238
電気掃除機	NW-100	1	H17.3.30	内浜本館1階	19294
電気掃除機	SMV-101A-T	1	H17.3.30	内浜本館1階	19295
掲示板		1	H17.3.30	内浜操作室	19300
電気掃除機	日立 CV-95H	1	H8.10.16	内浜汚泥棟	19305
電気掃除機	NW-100	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	19306
芝刈機	JR-6700	1	H14.4.12	内浜汚泥棟	19310
スチームクリーナー	K-800	1	H8.5.27	内浜汚泥棟	19311
ホワイトボード		1	S55.11.1	皆生操作室	19313
行事予定板		1	S55.11.1	皆生公社控室	19314
机	コクヨ	1	H10.4.1	皆生操作室	19330
机	コクヨ	1	S55.11.1	皆生公社控室	19331
回転椅子	一般職員用	1	H10.4.1	皆生公社控室	19332
回転椅子	一般職員用	1	H10.4.1	皆生操作室	19333

品名	規格・メーカー名	数量	購入日	保管場所	備品番号
肘付椅子	管理職用	1	H10.4.1	皆生操作室	19353
更衣ロッカー		1	H17.3.30	皆生公社控室	19355
更衣ロッカー		1	H17.3.30	皆生公社控室	19356
更衣ロッカー	LK-23	1	H17.3.30	皆生公社控室	19357
更衣ロッカー	LK-23	1	H17.3.30	皆生公社控室	19358
更衣ロッカー	LK-24	1	H17.3.30	皆生公社控室	19359
冷蔵庫	シャープ SJ-430FG	1	H10.4.1	皆生公社控室	19365
ガス濃度計	GOMH-3A	1	H6.5.18	内浜汚泥棟	19377
行事予定板		1	H17.3.30	中央	19382
電気掃除機		1	H15.4.24	中央宿直室	19394
黒板	ウチダ 1-256-0936	1	H11.2.19	皆生公社控室	19408
ポータブル送排風機		1	H17.3.30	中央汚水沈砂室	19490
携帯用送排風機	SJF-255-1V	1	H10.4.1	内浜1階倉庫	19495
移動用送排風機	SJF-304-1V-1	1	H17.3.30	皆生送泥ポンプ室	19499
送排風機	MF-28	1	H17.3.30	内浜汚泥棟	19501
送排風機	MF-28	1	H17.3.30	内浜本館1階	19502
溶接器具	日立 AT-SS3	1	S56.4.7	内浜汚泥棟	19507
送風機用ダクト		1	H17.3.30	内浜本館1階	19510
送風機用ダクト		1	H17.3.30	内浜本館1階	19511
送風機用ダクト		1	H17.3.30	内浜本館1階	19512
PH残留塩素計	8054-21	1	H16.7.5	皆生水処理棟	19567
PH残留塩素計	8054-21	1	H16.7.5	内浜滅菌室	19570
PH残留塩素計	8054-21	1	H16.8.5	皆生塩素室	19576
OAチェア		1	H17.3.30	内浜操作室	20306
軽量ラック	コクヨ M1-6356N	1	H16.12.6	内浜操作室	20327
軽量ラック	コクヨ M1-6356N	1	H16.12.6	内浜操作室	20328
顕微鏡	VSLカートン	1	H10.4.1	皆生操作室	21958
保管庫	6×3	1	H17.3.30	皆生場長室	21959
保管庫	3×6	1	H17.3.30	皆生書庫	21960
チェーンソー	マキタ ME333	1	H17.3.31	内浜汚泥棟	24700
黒板	FB-E23MT	1	S54.4.1	内浜	24717
パンラック軽量棚	73X-37	1	H12.10.1	内浜操作室	24718
ファクシミリ	NTT T-310	1	H5.4.1	内浜操作室	24719
ビデオデッキ	ビクター HRG12	1	H14.7.1	内浜操作室	24723
芝刈機(自走式)	ホンダ HRX537	1	H18.11.10	内浜	24737
ファクシミリ	キャノン L380	1	H19.7.10	内浜	25542
エアークンプレッサ	マキタ AC700	1	H17.3.30	内浜	27378
ファンヒーター	ナショナル OH-J33D	1	H17.3.30	中央	27380
酸欠測定器	理研	1	H17.3.30	内浜脱水	27386
酸欠保護具	興研 18号HVT-Y型	1	H17.3.30	内浜	27387
空気呼吸器	HVP	1	H21.12.8	皆生プロワ室	27424
複合型ガス警報機	XP-302M-B-3	1	H22.8.27	皆生プロワ室	28872
空気呼吸器	バイタス	1	H22.12.27	内浜	29115
本田技研	ホンダ UM2460K1(JB)	1	H23.4.26	内浜汚泥棟	29271
ファックス(ハンドセット付)	キャノン L380S(L6付)	1	H24.5.24	皆生操作室	29818
エンジン刈払機	RYOBI EKK-2620	1	H24.8.9	皆生	29877
掃除機	Suiden SPSV-110	1	H24.11.26	皆生油脂室	30007
脚立	N-330	1	H24.12.28	皆生倉庫	30052
机	2人用	1	H17.3.30	皆生操作室	30825
回転椅子		1	H17.3.30	皆生操作室	30826
回転椅子		1	H17.3.30	皆生操作室	30827
机	2人用	1	H17.3.30	皆生公社控室	30828
硫化水素・酸素検知器	新コスモス電機(株) XS2200	1	H26.4.30	内浜汚泥棟	31998
2トンダンプ車	イズ 400せ1429	1	H27.3.20	内浜	33375
OAチェア	職員執務用 アイコ(株) OA-1005BK	1	H28.1.15	中央	34627
空気呼吸器	バイタスIII-P型GH	1	H28.1.21	内浜本館1階	34636
ポータブル溶存酸素・pH計	東亜DKK DM-32P	1	H27.7.20	内浜	34888
MLSS計	飯島電子工業 IM-100P	1	H27.7.20	内浜	34889
コンスタワー	ナカオ CEH-270	1	H28.5.31	中央汚水沈砂室	34954
空気呼吸器	バイタスIII-P	1	H28.7.25	皆生プロワ室	35016
ガス警報器	GOMH-3A	1	H28.10.18	中央ポンプ室	35448
ガス警報器	GHS-8AT(G500)	1	H28.10.18	中央ポンプ室	35449
ガス警報器	GHS-8AT(G500)	1	H28.10.18	中央ポンプ室	35450

品名	規格・メーカー名	数量	購入日	検査項目	備品番号
オートクレーブ		1	S49.12.10	大腸菌	18934
顕微鏡	オリンパス	1	S49.11.30	生物試験	18943
自動採水器		1	H8.5.31	通日試験	18949
自動採水器		1	H8.5.31	通日試験	18950
両袖机(管理職用)		1	H17.3.30		19045
片袖机(一般職員用)	イトーキ ASM2070	1	H17.3.30		19048
片袖机(一般職員用)	イトーキ ASM2070	1	H17.3.30		19049
片袖机(一般職員用)	プラス	1	H17.3.30		19051
OAチェア	プラス	1	H17.3.30		19149
乾燥器		1	S49.12.10	SS,TS	19245
乾燥器		1	H17.3.30	大腸菌	19247
乾燥器		1	H17.3.30	共通	19248
乾燥器		1	H17.3.30	n-ヘキ	19249
乾燥台		1	S52.2.23	共通	19250
乾燥台		1	S55.12.13	共通	19251
乾燥台		1	S55.12.13	共通	19252
振とう器	萱垣医理科工業(株) SS-1	1	H17.3.30	n-ヘキ	19258
DOメーター		1	H17.3.30	DO,BOD	19259
天秤		1	H17.3.30	共通	19262
天秤		1	H17.3.30	共通	19263
天秤		1	H17.3.30	共通	19264
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19265
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19266
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19267
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19268
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19269
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19270
薬品戸棚	ヤマト科学	1	H17.3.30	共通	19271
薬品戸棚	イトーキ	1	H17.3.30	共通	19272
薬品戸棚	コクヨ	1	H17.3.30	共通	19273
薬品戸棚	ヤマト科学	1	H17.3.30	共通	19274
薬品戸棚		1	H17.3.30	共通	19275
マッフル	イズム NMR-15	1	H17.3.30	強熱減量	19279
顕微鏡	ニコンYF-11	1	H17.3.30	生物試験	19281
運搬用台車		1	H17.3.30		19451
運搬用台車		1	H17.3.30		19452
運搬用台車		1	H17.3.30		19453
運搬用台車		1	H17.3.30		19454
運搬用台車		1	H17.3.30		19455
運搬用台車		1	H17.3.30		19456
運搬用台車		1	H17.3.30		19457
真空ポンプ		1	S49.12.10	SS	19460
洗浄装置		1	H17.3.30	共通	19461
PH計	H17-12P	1	H6.5.10	pH	19463
PH計	HM-30V	1	H17.3.30	pH	19464
ふ卵器	FS-60	1	S49.12.10	大腸菌	19465
劇物用保管庫		1	S56.2.23	共通	19466
劇物用保管庫		1	S56.2.23	共通	19467
湯煎器		1	S52.5.24	n-ヘキ	19472
湯煎器		1	H17.3.30	TS	19474
湯煎器		1	H17.3.30	TS	19475
ミニポンプ	蕪木科学器械工業(株)	1	S51.11.29	BOD(希釈水)	19476
ミニポンプ	柴田科学(株) IP-20L型吸引ポンプ	1	H17.3.30	COD	19479
クリーンベンチ	日立	1	H17.3.30	大腸菌	19506
冷凍庫	ナショナル MR-450DA	1	S52.1.10	試薬冷蔵用	20297
冷蔵庫	シャープ SJ-47S	1	H9.6.26	試料冷蔵用	20298
OAチェア	プラス	1	H17.3.30		20307
OAチェア	プラス	1	H17.3.30		20308
OAチェア	プラス	1	H17.3.30		20310
洗浄装置		1	S56.1.30	共通	21961
純水装置	ヤマト科学 WA570	1	H17.10.31	共通	23531
湯煎器	(株)スギヤマゲン COD-12GS	1	H18.5.23	COD	24126
インキュベーター	日立 CRB-32A	1	H20.6.25	BOD	26748
ラボ用オートクレーブ	ヤマト科学 ST301	1	H28.8.17	大腸菌	35490
溶存酸素計	DO-31P	1	H29.3.8	DO,BOD	35583
紫外可視分光光度計	日本分光 V-730 iRMタイプ	1	H30.2.20	窒素、りん	36007
モノクロプリンター	DocuPrint M260z	1	H31.4.12	共通	36924

【別紙 12】ユーティリティ等の実績及び調達予定数量

各ユーティリティの実績及び流入水量予測に基づく予定数量は次のとおりである。

1 電力

受託者は、電気事業者と契約を行い、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となる電力を調達し、当該使用料金を支払うこと。なお、契約を解除する場合等において、違約金相当額を負担する必要がある場合は、受託者が負担すること。

受託者は、電力の使用に当たっては節電に留意すること。

電力使用量		実績値			予測値				
							事業対象期間		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
内浜処理場	kwh	4,461,374	4,347,666	4,327,097	4,336,980	4,313,034	4,289,088	4,265,143	4,241,197
皆生処理場	kwh	1,831,401	1,827,717	2,029,928	1,912,482	1,921,276	1,930,070	1,938,863	1,947,657
淀江浄化センター	kwh	474,058	483,357	490,883	478,456	476,383	474,311	472,238	470,166
中央ポンプ場	kwh	443,681	446,503	438,995	457,648	462,251	466,854	471,457	476,060
祇園ポンプ場	kwh	19,880	20,077	20,442	20,094	20,040	19,986	19,932	19,878
大谷ポンプ場	kwh	67,747	54,939	61,129	62,245	62,689	63,134	63,578	64,023
新加茂ポンプ場	kwh	126,240	126,690	148,085	134,846	135,335	135,824	136,312	136,801
青木ポンプ場	kwh	50,940	48,523	52,264	49,509	48,893	48,277	47,661	47,045
富益団地ポンプ場	kwh	15,133	13,953	14,947	12,999	12,145	11,290	10,436	9,581
上福原ポンプ場	kwh	116,537	117,030	118,289	122,832	125,399	127,967	130,534	133,101
西福原ポンプ場	kwh	179,735	184,068	196,080	201,800	209,056	216,312	223,569	230,825
マンホールポンプ	kwh	215,725	215,288	235,381	221,377	220,940	220,503	220,067	219,630
観音寺マンホールポンプ場	kwh	8,142	5,029	4,680	5,921	5,910	5,898	5,886	5,875

2 上水

受託者は、米子市水道局と契約を行い、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となる水道を調達し、当該使用料金を支払うこと。なお、契約を解除する場合等において、違約金相当額を負担する必要がある場合は、受託者が負担すること。

受託者は、水道の使用に当たっては節水に留意すること。

水道使用量		実績値			予測値				
							事業対象期間		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
内浜処理場	m3	448.0	462.0	448.0	448.5	446.0	443.5	441.0	438.5
皆生処理場	m3	13,063.0	12,688.0	13,088.0	13,058.9	13,119.0	13,179.0	13,239.1	13,299.1
淀江浄化センター	m3	486.0	487.0	497.0	485.6	483.5	481.4	479.3	477.2
中央ポンプ場	m3	396.0	364.0	367.0	387.8	391.7	395.6	399.5	403.4
祇園ポンプ場	m3	4.0	8.0	2.0	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7
大谷ポンプ場	m3	5.0	8.0	2.0	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9
新加茂ポンプ場	m3	7.0	19.0	3.0	10.0	10.1	10.1	10.1	10.2
青木ポンプ場	m3	741.0	731.0	718.0	715.7	706.8	697.9	689.0	680.1
富益団地ポンプ場	m3	16.0	8.0	0.0	6.8	6.3	5.9	5.4	5.0
上福原ポンプ場	m3	38.0	38.0	14.0	31.8	32.5	33.1	33.8	34.5
西福原ポンプ場	m3	40.0	34.0	31.0	38.1	39.4	40.8	42.2	43.5
マンホールポンプ	m3								
観音寺マンホールポンプ場	m3								

3 工業用水

受託者は、鳥取県企業局と契約を行い、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となる水道を調達し、当該使用料金を支払うこと。なお、契約を解除する場合等において、違約金相当額を負担する必要がある場合は、受託者が負担すること。

受託者は、工業用水道の使用に当たっては節水に留意すること。

工業用水使用量		実績値			予測値				
							事業対象期間		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
内浜処理場	m3	131,373	122,372	116,669	122,284	121,609	120,934	120,259	119,584
皆生処理場	m3								
淀江浄化センター	m3								
中央ポンプ場	m3	73,115	73,256	73,071	75,525	76,284	77,044	77,803	78,563
祇園ポンプ場	m3								
大谷ポンプ場	m3								
新加茂ポンプ場	m3								
青木ポンプ場	m3								
富益団地ポンプ場	m3								
上福原ポンプ場	m3								
西福原ポンプ場	m3								
マンホールポンプ	m3								
観音寺マンホールポンプ場	m3								

4 ガス

受託者は、ガス供給事業者と契約を行い、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となるガスを調達し、当該使用料金を支払うこと。なお、契約を解除する場合等において、違約金相当額を負担する必要がある場合は、受託者が負担すること。

受託者は、ガス供給事業者の基準に基づいて、ガス漏れ警報機を設置すること。

ア ガスの契約種別

事業種別	施設名	現契約種別	備考
公共下水道事業施設	内浜処理場	LP ガス	米子瓦斯(株)
	皆生処理場	都市ガス	米子瓦斯(株)
	淀江浄化センター	LPG ガス	(株)丸福
	中央ポンプ場	都市ガス	米子瓦斯(株)

イ ガスの予定数量

ガス使用量		実績値			予測値					
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
内浜処理場	m3	312	255	322	293	292	290	288	287	
皆生処理場	m3	67	56	61	62	62	62	63	63	
淀江浄化センター	m3	9	10	9	9	9	9	9	9	
中央ホヱ場	m3	444	354	331	389	393	397	401	405	
祇園ホヱ場	m3									
大谷ホヱ場	m3									
新加茂ホヱ場	m3									
青木ポンプ場	m3									
富益団地ホヱ場	m3									
上福原ホヱ場	m3									
西福原ポンプ場	m3									
マンホールホヱ	m3									
観音寺マンホールホヱ場	m3									

5 通信料

受託者は、通信事業者と契約を行い、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となる通信回線を調達し、当該使用料金を支払うこと。マンホールポンプの監視システムについては、別紙2-Cを参照のこと。なお、契約を解除する場合等において、違約金相当額を負担する必要がある場合は、受託者が負担すること。

遠隔監視用の通信回線について、通報先を変更する場合等において費用が生じる場合は、受託者が負担すること。

通信費用		実績値			予測値				
							事業対象期間		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
内浜処理場	円	269,920	269,843	300,170	277,284	275,753	274,222	272,691	271,160
皆生処理場	円	374,928	376,280	370,890	377,407	379,142	380,878	382,613	384,349
淀江浄化センター	円	148,987	181,650	198,797	174,987	174,229	173,471	172,713	171,955
中央ポンプ場	円	364,791	175,326	111,926	226,825	229,106	231,388	233,669	235,950
祇園ポンプ場	円	106,753	107,870	109,032	107,687	107,397	107,107	106,817	106,527
大谷ポンプ場	円	107,040	107,870	109,032	59,449	59,873	60,298	60,723	61,147
新加茂ポンプ場	円	135,703	139,250	140,844	140,078	140,586	141,093	141,601	142,109
青木ポンプ場	円	33,557	37,597	38,814	35,953	35,506	35,058	34,611	34,164
富益団地ポンプ場	円	33,821	33,952	34,133	30,185	28,201	26,216	24,232	22,248
上福原ポンプ場	円	107,040	107,870	109,032	113,084	115,448	117,812	120,176	122,539
西福原ポンプ場	円	35,310	36,291	39,824	40,136	41,579	43,023	44,466	45,909
マンホールポンプ	円	585,118	537,724	393,404	503,987	502,993	501,999	501,005	500,011
観音寺マンホールポンプ場	円								

6 薬品

受託者は、本件施設の運転管理に必要な薬品及び水質分析に用いる薬品を調達し、適切に貯蔵し、管理すること。なお、使用する薬品については受託者の提案によるものとするが、使用する薬品の種類、使用量等について、事前に委託者に計画書を提出し、確認を得ること。また、水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量並びに薬品用タンク等の容量は、以下のとおりである。なお、受託者は引継期間中に委託者立会いのもと、性状・残量等の確認を行い、本委託終了時に同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

ア 内浜処理場

表1 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
		H30	H31	R2	R3	R4	事業対象期間			
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
高分子凝集剤(混)	kg	18,700	20,500	18,500	19,060	18,955	18,850	18,744	18,639	脱水機
高分子凝集剤(強制)	kg	5,550	5,100	3,150	5,284	5,255	5,226	5,197	5,167	常圧浮上濃縮装置
起泡助剤	kg	612	540	648	594	591	587	584	581	常圧浮上濃縮装置
次亜塩素酸ソーダ(雨水)	L	50,210	28,050	57,230	44,623	44,377	44,130	43,884	43,638	塩素混和池
次亜塩素酸ソーダ(放流)	L	42,070	45,370	38,490	41,600	41,371	41,141	40,911	40,682	塩素混和池
硫酸アルミニウム(高度処理)	L	329,540	346,960	344,330	337,117	335,255	333,394	331,533	329,672	第2硝化槽
消臭剤	kg	1,200	1,200	7,800	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	

表2 薬品用タンク等容量

名称	タンク等容量	備考
凝集剤タンク(汚泥脱水用)	20 m ³ ×2 槽	最大貯留量
凝集剤タンク(汚泥濃縮用)	3 m ³ ×2 槽	最大貯留量
起泡助剤希釈槽(汚泥濃縮用)	1.1 m ³ ×2 槽	希釈槽タンク容量
凝集剤タンク(水処理用)	20 m ³ ×2 槽	最大貯留量
次亜塩素酸減菌機(雨水放流用)	8kg/時×2 台	タンク一体型
次亜塩素酸減菌機(水処理用)	3.5L/分×3 台	タンク一体型

イ 皆生処理場

表 3 水処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
次亜塩素酸ソーダ(放流)	L	118,720	90,660	101,420	104,363	104,842	105,322	105,802	106,282	滅菌池
ポリ鉄	L	37,030	10,810	5,410	0	0	0	0	0	
消臭剤	kg	0	0	9,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	

表 4 薬品用タンク等容量

名称	タンク等容量	備考
滅菌剤注入機	2.2L/分×2台	タンク一体型

ウ 淀江浄化センター

表 5 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
高分子凝集剤(生)	kg	1,200	1,230	1,200	1,199	1,194	1,189	1,184	1,179	造粒調質装置
水処理用塩素剤	kg	300	360	360	337	336	334	333	331	造粒調質装置
補助剤(ホリ鉄)	kg	15,640	12,620	12,470	13,444	13,385	13,327	13,269	13,211	造粒調質装置

表 6 薬品用タンク等容量

名称	タンク等容量	備考
両性高分子凝集剤タンク(汚泥脱水用)	2.0 m ³ ×2基	最大貯留量
無機凝集剤タンク(汚泥脱水用)	3.0 m ³ ×1基	最大貯留量

エ 新加茂ポンプ場

表 7 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
硝酸塩	L	68,267	37,380	53,680	53,298	53,491	53,684	53,877	54,070	

表 8 薬品用タンク等容量

名 称	タンク等容量	備 考
硝酸塩貯留タンク	4.7m ³ ×1槽	有効容量

オ 青木ポンプ場

表 9 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
硝酸塩	L	50,052	59,490	62,740	56,335	55,634	54,933	54,232	53,531	

表 10 薬品用タンク等容量

名 称	タンク等容量	備 考
硝酸塩貯留タンク	1.0m ³ ×2槽	有効容量

カ 福市第1マンホールポンプ場

表 11 水処理・汚泥処理用薬品類の規格及び予定数量

薬品使用量		実績値			予測値					備考
							事業対象期間			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
硝酸塩	L	31,809	28,090	28,460	29,162	29,001	28,840	28,679	28,518	

表 12 薬品用タンク等容量

名 称	タンク等容量	備 考
硝酸塩貯留タンク	1.57m ³ ×1槽	有効容量

7 燃料

受託者は、本件施設の維持管理及び運転管理上必要となる燃料を調達し、適切に貯蔵し、管理すること。なお、受託者は、引継期間中に委託者立会いのもと、性状・残量等の確認を行い、本委託終了時に本委託開始時と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すこと。

受託者は、災害時等における本件施設の運転に備え、燃料を常備すること。また、本件施設の燃料を調達する際には、燃料の性状表等を事前に委託者に報告すること。その他必要な燃料（灯油等）についても、受託者が調達し、管理すること。

燃料タンク等の容量は、以下のとおりである。

ア 燃料タンク等容量

施設名	種別	タンク容量
内浜処理場	A重油	4,000 L
皆生処理場	A重油	30,000 L
淀江浄化センター	A重油	900 L
中央ポンプ場	A重油	30,000 L
祇園ポンプ場	軽油	490 L
大谷ポンプ場	A重油	1,000 L
新加茂ポンプ場	A重油	1,950 L
青木ポンプ場	軽油	3,000 L
富益団地ポンプ場	軽油	30 L
上福原ポンプ場	A重油	490 L
西福原ポンプ場	A重油	950 L

イ 予定数量

燃料使用量		実績値			予測値				
					事業対象期間				
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
内浜処理場									
重油	L	0.0	2,000.0	2,000.0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
軽油	L	164.0	109.0	93.0	121	120	119	119	118
ガソリン	L	529.0	611.8	571.3	566	562	559	556	553
灯油	L	0.0	0.0	161.0	53	53	52	52	52
皆生処理場									
重油	L	0.0	0.0	7,000.0	2,326	2,337	2,347	2,358	2,369
軽油	L	40.0	0.0	80.0	40	40	40	40	41
淀江浄化センター									
ガソリン	L	60.0	40.0	66.0	55	54	54	54	54
混合油	L	18.0	0.0	0.0	6	6	6	6	6
灯油	L	0.0	0.0	36.0	12	12	12	12	12
中央ポンプ場									
重油	L	20,000.0	10,000.0	15,000.0	15,360	15,514	15,669	15,823	15,978
灯油	L	36.0	0.0	35.0	23	24	24	24	24

燃料使用量	実績値			予測値					
						事業対象期間			
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
祇園ポンプ場									
軽油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
大谷ポンプ場									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
新加茂ポンプ場									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
青木ポンプ場									
軽油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
富益団地ポンプ場									
軽油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
上福原ポンプ場									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
西福原ポンプ場									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
マンホールポンプ									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
観音寺マンホールポンプ場									
重油	L	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0

【別紙 13】施設情報管理業務の要求水準

1 基本方針

施設情報管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本件施設に関する各種マニュアル、各種計画書、図面、施設台帳等を委託期間にわたり、委託者と協議のうえ、適切に管理すること。
- (2) 電子データの保管方法については、委託者と協議を行い決定する。
- (3) 第三者への情報漏洩等を発生させないこと。
- (4) 受託者は、市が導入している「設備情報管理システム」へ保守歴や整備・工事等の情報を保管し、また、必要時に引き出せるようにすること。
- (5) 設備情報は、常に最新の情報がわかるようにしておくこと。
- (6) 緊急時・災害時対応等に係る情報管理は、【別紙 15】（緊急時・災害時対応業務の要求水準）に基づくこと。

2 本業務の要求水準

2.1 本施設に関する各種マニュアル及び図面

受託者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を委託期間中、適切に管理すること。また、補修等により本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更し、委託者へ報告すること。

2.2 設備情報管理システムへの登録

受託者は、設備管理台帳を作成のうえ、設備の保守点検・運転操作監視等の記録として、下記の情報を委託者が導入している設備情報管理システムへ記録すること。当該システムのマニュアル等は閲覧資料に示す。

- ア 保守点検業務で行った点検結果及び調査情報
- イ 運転操作監視業務で発見した異常・故障の兆候及びその対応状況
- ウ 修繕業務で実施した修繕状況（状況、原因、対応、対策、部品消耗品等の項目）

2.3 水質情報

処理場等からの放流水及び下水処理工程における受託者が実施した水質試験結果や運転状況などを電子データとして記録すること。

2.4 その他運転に必要な全ての情報

前各号のほか、今後の保守管理、情報の一元管理や健全度予測等に活用できるデータを整理し、蓄積すること。

【別紙 14】安全衛生管理業務の要求水準

1 基本方針

安全衛生管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。
- (2) 災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。
- (3) 災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、危機管理マニュアルに基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。
- (4) 定期的に非常時対応訓練を委託者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。

2 本業務の要求水準

2.1 労働災害防止のための危害防止基準の確立

- (1) 本委託の実施に必要な安全衛生器具等の確保、適切な使用、点検を実施すること。
- (2) 従業者に対する定期及び臨時の健康診断は、受託者の費用において実施する。また、委託者が求める場合は、健康診断の記録を委託者に提出すること。
- (3) 水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて補修、清掃等を実施すること。
- (4) 委託者が行う下水道施設の見学者対応の補助として、本件施設の説明や、施設内の誘導を行うこと。

2.2 苦情に対する一次対応

- (1) 常に適切な運転管理等を行うことにより、周辺住民等の信頼及び理解並びに協力を得ること。
- (2) 周辺住民等から苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに速やかに委託者又は委託者が指定する者に報告すること。

2.3 臨時作業への協力

- (1) 受託者は、委託者又は委託者が指示する者が、本件施設において次の各号に掲げる作業を行う場合、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力しなければならない。

ア 本件施設の土木建築施設の新設及び改築

イ 本件施設の機械設備及び電気設備の新設及び改築

ウ 本件施設の敷地内の場内整備

エ 委託者が行う修繕工事等

- (2) 前号のほか、委託者又は委託者が指示する者が行う作業に協力しなければならない。
なお、当該作業が予定されている場合、委託者は事前に受託者に通知する。

2.4 安全衛生管理業務の報告

月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

2.5 見学者への対応

見学依頼は、受託者が受け、市へ報告すること。また、見学当日は、市職員が最初の挨拶を行い、その後の見学者対応（案内、質疑応答等）は委託者が行うこと。委託者が行う下水道施設の見学者対応については、以下を見込むものとする。

ア 下水道施設の見学者対応の補助

- | | |
|--------------|--------|
| (ア) 年間想定件数 | 10 件／年 |
| (イ) 対象施設 | 内浜処理場 |
| (ウ) 補助要員基準人数 | 2 人／日 |

【別紙 15】緊急時・災害時対応業務の要求水準

1 基本方針

緊急時・災害時対応業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 想定できるリスク項目別に、対応方法を検討すること。
- (2) 重要機器の故障や停電時等の緊急時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- (3) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- (4) 緊急時・災害時を想定した対策訓練を定期的に行うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 緊急時及び災害時における対応を定めたマニュアルの作成と体制の構築

- (1) 非常時対応のため緊急時・災害時対応マニュアル（以下、本規定において単に「マニュアル」という。）を作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) マニュアルにより、緊急時及び災害時等の緊急時の対応内容を明確にすること。
- (3) 緊急及び災害等により故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるよう、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること。また、故障等により本件施設の一部に機能停止が発生した場合においても、早急に復旧できる体制を確保すること。
- (4) 緊急及び災害等の緊急時には、作成したマニュアルに従い対応すること。
- (5) 対応後は報告書を作成し、委託者に報告すること。
- (6) 緊急時・災害時に発生する業務費用については、委託者と受託者との間で必要な契約手続を経たうえで、別途契約を締結する。
- (7) 受託者は、マニュアルを作成したうえで、委託者が年1回実施するBCP訓練に共同参加するとともに、マニュアルの実行性及び有効性を確認すること。

ア 委託者が行うBCP訓練の共同参加

- | | |
|----------------|-------|
| (ア) 年間想定件数 | 1日／年 |
| (イ) 訓練場所 | 内浜処理場 |
| (ウ) 訓練参加要員基準人数 | 10人／日 |

2.2 緊急時・災害時の広報業務支援

受託者は、委託者が緊急時・災害時等に下水道利用者に働きかける広報活動を支援すること。

2.3 その他緊急時・災害時対応を必要とする際の委託者への協力

受託者は、委託者が緊急時・災害時において対応を必要とする際には、誠実に協力すること。

【別紙 16】セルフモニタリング業務の要求水準

1 本業務の基本方針

- (1) 受託者は、自らが行う運転管理業務及び保安全管理業務などの実施状況の日常的な監視結果に分析を加え、継続的な業務改善を進めるため、セルフモニタリングを行うこと。
- (2) 受託者は、提案に基づいたセルフモニタリング計画書を作成すること。なお、セルフモニタリング計画書に記載する事項の詳細については、委託者と受託者の協議のうえ決定する。
- (3) 受託者は、セルフモニタリング計画書に基づき、提案書類に記載した実施項目等が的確に実施されているかをセルフモニタリングすること。
- (4) 委託者が必要と認めた場合は、受託者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できる。
- (5) 受託者は、セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング報告書を委託者に提出すること。
- (6) 委託者が実施するモニタリングに関して、受託者は運転データ等の開示を含め、協力すること。

2 本業務の要求水準

2.1 セルフモニタリング計画書の作成

受託者が作成するセルフモニタリング計画書は、次の各号に示す内容で構成すること。

- (1) モニタリングの体制
- (2) モニタリングの対象業務
- (3) モニタリングの実施手順
- (4) モニタリングの時期
- (5) モニタリングの実施内容
- (6) モニタリングの様式

2.2 セルフモニタリングの実施

本委託で実施するセルフモニタリングは、次の各号に示す確認を行うこと。詳細は、委託者と協議により決定する。

- (1) 書類による確認
- (2) 会議体における確認
 - ア 年間想定回数 12回／年
 - イ 参加基準人数 5人／回
- (3) 現地における確認
 - ア 年間想定回数 1回／年

イ 参加基準人数 3人／回

2.3 セルフモニタリング報告書の作成

受託者は、各業務の履行に際して、提出書類又は成果物若しくは工事目的物が要求水準を満たしているかセルフモニタリングを行い、契約書等に示す書類を提出時期までに提出し、米子市の確認を受けるものとする。なお、セルフモニタリングの結果は、セルフモニタリング報告書としてとりまとめ、月報と一緒に提出すること。

【別紙 17】保守点検業務の要求水準

1 基本方針

保守点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の各種設備及び機器等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種設備及び機器の耐用年数を延長するため、日常及び定期的に保守点検を行うこと。
- (2) 各種設備及び機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し本業務に当たること。
- (3) 各種設備及び機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、塗装、清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うこと。
- (4) 点検内容及び頻度を変更するとき、又は定めのない機器の点検等をするときは、委託者と協議のうえ行うこと。
- (5) 関連法令、完成図書、取扱説明書、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って、振動等の測定、消耗部品等の交換及び機器の清掃等を含めた保守点検業務を実施すること。
- (6) 本業務により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。
- (7) 本業務に必要な機器の取扱説明書、本件施設の図面等を常に整理すること。
- (8) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うこと。
- (9) 本業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うこと。
- (10) 本業務の作業時間は、原則として8時30分から17時15分とする。

2 本業務の要求水準

2.1 日常点検

- (1) 各種機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感及び計器等による点検、調整及び記録を行うこと。
- (2) 設備機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知のうえ、受託者が自らの経験等により日常点検等の保守点検頻度を定め、業務を実施すること。

2.2 定期点検（1か月、3か月、6か月、1年）

- (1) 定期点検は、閲覧資料に示す「操作・点検要領書」の内容を参考として、より適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告すること。
- (2) 設備機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知のうえ、受託者が自らの経験等により定期点検及び年次点検等の保守点検頻度を定め、業務を実施すること。

- (3) 前二号に規定するほか、委託者が指定する保守点検及び整備の項目について【別紙 30】に示す。これらは再委託も可とするが、点検周期、点検内容は、閲覧資料に示す各種仕様書に準じて実施すること。
- (4) 受託者が行う日常点検及び定期点検は、本件施設並びに各種機器等の性能及び機能を保証するものとし、委託期間終了時に業務範囲におけるすべての施設、設備機器が通常の運転を行うことができる機能を有し、経年劣化を除く著しい損傷がない状態で引渡しが行える状態とする。ただし、維持管理に不備がない場合（劣化等による故障等）や時間計画保全及び状態監視保全の対象となる設備、ストックマネジメント計画で位置づけた目標耐用年数を調査する設備については対象外とする。

2.3 スtockマネジメント実施に基づく調査業務

- (1) 国土交通省が定める「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」及び「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015 年版」等に基づき、委託者が作成したストックマネジメント計画により状態監視保全に位置付けられた設備機器等について、計画を作成したうえで調査を実施すること。
- (2) 保守点検業務において実施する電流値、汚水・汚泥流量及び振動等の測定結果の経年変化、調査業務で得られた摩耗等の調査結果については、委託者のストックマネジメント計画に反映させ、対象機器の健全度判定及び改築計画等に用いるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が別途点検・調査を実施する場合は、常に協力する体制を構築すること。

2.4 臨時点検

受託者は、故障警報・異常、非常事態発生時等には、異常の状況を確認し、臨時点検を実施すること。

2.5 本業務の報告

本業務の結果は、委託者が指定する内容について記録し、月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

なお、保守点検により処理場及びポンプ場等の施設運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに委託者に連絡すること。ただし、緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告を行うこと。

また、保守点検の結果については、設備情報管理システムへデータ入力を行うこと。

【別紙 18】巡回点検業務の要求水準

1 基本方針

巡回点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の巡視を行い、各種設備及び機器の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めること。
- (2) 本件施設の運転に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。ただし、緊急を要する場合にあっては、応急的な措置を講じ、その後、速やかに委託者へ報告し対応を協議すること。

2 本業務の要求水準

本業務は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施する。

- (1) 対象施設は、【別紙 3】（業務範囲）に示すとおりとする。
- (2) 本業務の頻度は、受託者の提案に基づくものとし、より適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告すること。
- (3) 本業務により、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。また、本件施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。
- (4) 本業務の内容は、次のとおりとする。
 - ア 業務の履行に必要とする関連法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたること。
 - イ 点検記録簿により各設備機器類の外観目視点検操作及び動作確認、指示計器の確認、試運転及び機器周辺の清掃等を実施すること。
 - ウ 対象機器は、施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。
 - エ 委託者が別途定めるものを除き、一定の点検要領及び規準を定めて実施すること。
 - オ 異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し適切な措置を講ずること。

(5) 本業務の報告

本業務の結果は、点検記録簿等に記録し、月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

【別紙 19】法定点検業務の要求水準

1 基本方針

法定点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 法定点検に必要な関連法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。
- (2) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- (3) 受託者が行う法定点検は、受託者の責任において実施するものとし、事前に書面による委託者の承認を受けた場合には、専門業者に再委託できるものとする。
- (4) 法定点検実施後は、点検結果報告書を提出し、委託者が指定した検査員による完了検査を受けること。なお、監督官庁等に点検結果報告書の提出が必要なものについては、受託者の費用負担により提出しなければならない。

2 本業務の要求水準

2.1 地下タンク

消防法第 14 条 3 の 2、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2、5 の 3 に基づく、地下タンク及び埋設配管の点検を行うこと。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象施設

設置場所	中央ポンプ場	皆生処理場
仕 様	型式：鋼板製横置円筒型 容量：30kL 油種：A 重油 付属埋設配管：吸引管 通気管 戻り管 液面指示計：検尺棒	型式：鋼板製横置円筒型 容量：30kL 油種：A 重油 付属埋設配管：吸引管 通気管 戻り管 液面指示計：検尺棒、液面指示計発信部、液面指示計受信部

2.2 消防設備及び防災管理法定点検

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防設備等の法定点検、及び消防法第 36 条に基づく防災管理定期点検を行うこと。消防設備等に関する対象設備は次ページのとおりであり、設備の位置図及び点検内容等の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象設備

	名称	中央ポンプ場	内浜処理場 (本館)	内浜処理場 (汚泥棟)	皆生処理場	淀江浄化 センター	青木 ポンプ場	祇園 ポンプ場	上福原 ポンプ場	西福原 ポンプ場	大谷 ポンプ場	新加茂 ポンプ場	富益 ポンプ場
防火対象物	構造	2FB1F	2FB2F	2FB2F	2FB2F	3FB1F	2FB1F	1FB1F	1FB1F	1FB2F	1FB1F	1FB1F	1FB1F
	規模 (㎡)	4945	5867	1864	15962	2078	1549	220	256	701	473	455	1023
	10型	20	26	25	48	15	9	5	6	8	5	5	6
消火器設備	20型		2										
	50型		1	3			1						
	移動式 外形	33kg1基											
	表示	第3種粉末											
誘導灯設備	小型 (10W)	3	23	37	42	11		3	3	4	1		
	中型 (20W)		5		12								
	大型 (40W)				4								
自動火災 報知設備	形式	受第9-117	受第47-15	受第47-15-5	受第50-6	受第9-117							
	受信機	P型1級	P型1級	P型1級	P型1級	P型1級							
	警戒区域表示	8/10	16/30	9/10	42/80	2/5							
	熱感知器	73	73	63	57	26							
	煙感知器	11	42	26	156	2							
	地区音響装置	4	10	7	26	2							
	発信機	4	10	6	24	1							
消火栓設備	ポンプ	5.5kW	11kW	7.5kW	11kW								
	総合盤	4基	10基	5基	10基								
防火戸排煙 制御設備	受信機(回路数)				5/5								
	設備用感知器			2	5								
	防火戸				4								
	防火シャッター			2	1								
	ダンパー				11								
非常警報設備	形式				FS-761								
	回路数				6/18								
ハロゲン化物 消化設備	制御盤の形式				TMS1-2BS								
	直流電源装置				EHS1-24-5L								
	ポンペ				50kg×11本								

2.3 天井クレーン

労働安全衛生法及び同法に基づくクレーン等安全規則による天井クレーン設備の定期自主点検を実施すること。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象設備

設置場所	中央ポンプ場	内浜処理場
台 数	クラブトロリ式天井クレーン×1台	ホイスト式天井クレーン×1台
仕 様	種類及び型式：普通型天井クレーン 荷重：20トン 構造：スパン 10.36m クレーンガーダ長 10.87m 揚程 10.0m 原動機種類：電動機 用途：巻上用、定格出力：7.5kW （横行、走行用は設置なし） 安全装置の種類：過巻防止装置 ブレーキの種類：電動油圧押し機抑制 ブレーキ、電磁ブレーキ	種類及び型式：普通型天井クレーン 荷重：10トン 構造：スパン 12.6m クレーンガーダ長 12.98m 揚程 6.052m 原動機種類：電動機 用途：巻上用、定格出力：11kW 用途：横行用、定格出力：2×1kW 用途：走行用、定格出力：2×1.3kW 安全装置の種類：過巻防止装置 ブレーキの種類：電磁ブレーキ

2.4 脱水設備

労働安全衛生規則第 141 条に則した内容の点検を行うこと。対象施設は以下のとおりとする。なお、点検内容の詳細は閲覧資料を参照のこと。

■対象設備

設置場所	内浜処理場	
台 数	No. 1：遠心脱水機（直胴圧搾式）	No. 2：遠心脱水機
仕 様	形 式：高効率遠心脱水機 型 式：N A S 4100 処理量：20m ³ /時	形 式：低動力型高効率遠心脱水機 型 式：S D—300D P S H 処理量：20m ³ /時

2.5 温水ボイラー

温水ボイラーの総合点検及び通常点検を実施すること。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象機器

設置場所	内浜処理場
台 数	温水ボイラー×1基
仕 様	型式：真空式温水ボイラー 形式：V E C 40 Y G 能力：400,000kcal/h 温度：温水入口 64℃ 温水出口 80℃

2.6 硫化水素濃度計

硫化水素濃度計の年次点検を実施すること。対象機器は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象機器

処理場	形 式	個 数
内浜処理場	G O M H - 3 A	1
	X S 2 2 0 0	1
	H S - 0 3	1
皆生処理場	X P - 3 0 2 M - P 3	1
淀江浄化センター	X S 2 2 0 0	1
中央ポンプ場	G O M H - 3 A	1

2.7 空気呼吸器

下記施設にある空気呼吸器の点検を隔年で実施すること。また、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

- ・内浜処理場：1台
- ・皆生処理場：1台
- ・淀江浄化センター：1台

2.8 その他

上記以外の設備に係る法定点検等については、【別紙 30】に示す項目のほか、閲覧資料に示す仕様書を参照のこと。

【別紙 20】修繕業務の要求水準

1 基本方針

修繕業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に土木建築施設、設備及び機器等に係る修繕工事（修理、交換、分解整備及び調達等をいう。）を行うこと。
- (2) 修繕に用いる部品等は、仕様変更による性能低下とならないようにすること。
- (3) 修繕業務を行う場合は、修繕が必要である機器等の現況及びその理由を記録し、見積を徴収したうえで自らの判断により実施すること。また、実施後は、修繕に係る金額、修繕対応の記録を残し、委託者に報告すること。
- (4) 受託者により修繕を行うことが不可能であり、委託者による修繕工事が必要となる場合は、速やかに委託者へ報告し協議すること。
- (5) 本業務は、当該業務に関する業種について、建設業等の許可を得ている業者が実施すること。

2 本業務の要求水準

2.1 修繕計画の作成

修繕計画は、次の事項に留意して作成すること。なお、修繕工事は、本計画に基づき委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 自ら実施する保守点検業務等に基づき、劣化や性能低下がみられる設備機器等について、予防保全を目的とする計画を立案すること。
- (2) 計画修繕は、委託者のストックマネジメント計画により改築（更新又は長寿命化対策）に該当する設備機器等を除き、委託者が設定する目標耐用年数期間において、その機能を維持するために実施すること。
- (3) 受託者は、委託者と十分協議を行い、実施内容、実施時期、必要金額（必要に応じて概算見積りの提出）及び再委託等の有無等をまとめた計画を作成し、委託者の確認を受けること。
- (4) 保守点検、計画修繕、突発修繕の進捗管理を適切に行うこと。

2.2 計画修繕

計画修繕は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 状態監視保全又は異常・故障の兆候がある設備等について、計画的に修繕を行うとともに、稼働時間や点検・調査結果に基づいて修繕を行うこと。
- (2) 設備機器等の錆、腐食等による塗膜剥離、錆を防止するために、補修塗装を実施する

こと。

- (3) 修繕に使用する材料及び部品は、受託者の責任において調達すること。

2.3 突発修繕

突発修繕は、次の事項に留意して本件事象が発生した場合の対応方法等の計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 処理場及びポンプ場等の機能が正常に発揮・維持できるよう、本件施設の設備機器等の故障、不良又は破損等が生じた場合は修繕を実施し、その機能の回復を図ること。
ただし、機器等の原型を変更する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。
- (2) 本件施設等において、設備機器等の更新の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、更新が必要である設備機器等の現況及びその理由を速やかに書面により報告すること。
- (3) 修繕終了時に履歴を整理し、写真等を添付した修繕実施報告書を委託者に提出すること。
- (4) 委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。
- (5) 修繕に使用する材料及び部品は、受託者の責任において調達すること。

2.4 修繕業務の報告

本業務の実施後は、施工写真、交換部品及び修繕内容等の的確性を説明できるデータの収集及び整理を行い、当該実施内容を記載した修繕実施報告書を提出すること。

また、修繕対応に係る経緯については、設備情報管理システムへデータ入力を行うこと。

【別紙 21】水質試験業務の要求水準

1 基本方針

水質試験業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令等、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要なときは、自主的に水質試験等を行い、適切な運転操作に反映させること。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 各種分析により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に保管、管理し、処分すること。
- (6) 各種分析に使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等により厳重に管理し、盗難及び紛失等の防止を図ること。
- (7) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (8) 水質試験結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 日常試験（毎日）、曝気槽試験、通常試験及び通日試験

- (1) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (2) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (3) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (4) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (5) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (6) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。

(1) 内浜処理場

① 日常試験（毎日）

■ 流入水、放流水

測定項目	採水箇所	
	沈砂入口	塩混出口
水温、pH（※）	○	○
透視度		○
残留塩素		○

■ 反応槽

測定項目	採水箇所		
	2系 (D点)	3系 (2点)	4系 (1点)
水温、pH（※）	○	○	○
SV	○	○	○
MLDO（※）	○	○	○
MLSS（※）	○	○	○
パックステスト (P04-P、NH4-N、N03-N)		○	○

※pH、MLDO、及びMLSSは、現場に設置しているポータブル計にて計測可能である。

② 通常試験

測定項目	採水箇所					
	沈砂入口	初沈入口	初沈出口	標準処理	高度処理	塩混出口
水温、pH	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月
透視度						2回/月
BOD	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月
COD						2回/月
SS	1回/月	1回/月	1回/月			2回/月
Cl ⁻	1回/月					
大腸菌群数						2回/月
残留塩素						2回/月
総窒素、全りん		1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月

③曝気槽試験（通常試験と同時に行う。）

測定項目 \ 採水箇所	2系 (D点)	3系 (2点)	4系 (1点)	2・3・4系 返送
水温、pH	2回/月	2回/月	2回/月	
MLDO	1回/月	1回/月	1回/月	
MLSS	2回/月	2回/月	2回/月	1回/月

④通日試験（1回/年）

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	塩混入口
BOD、SS	12検体（2時間間隔）	
BOD、SS、総窒素、全りん	※混合検体	※混合検体

※ 2時間間隔で採水し、流量比例混合したものを検体とし、初沈入口のものについては、流入精密試験（施設課実施）の試料にも供する。

(2) 皆生処理場

①日常試験（毎日）

■流入水、放流水

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	塩混出口
水温、pH（※）	○	○
透視度		○
残留塩素		○
パックステスト（COD）		○

■反応槽

測定項目 \ 採水箇所	1・2系曝気槽 (D点)
水温、pH（※）	○
SV	○
MLDO（※）	○
MLSS（※）	○

※pH、MLDO、及びMLSSは、現場に設置しているポータブル計にて計測可能である。

②通常試験

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	初沈出口	塩混出口
水温, pH	1 回/月	1 回/月	2 回/月
透視度			2 回/月
BOD	1 回/月	1 回/月	2 回/月
COD			2 回/月
SS	1 回/月	1 回/月	2 回/月
C1 ⁻	1 回/月		
大腸菌群数			2 回/月
残留塩素			2 回/月

③曝気槽試験（通常試験と同時に行う。）

測定項目 \ 採水箇所	1・2 系曝気槽	1・2 系返送
	(D 点)	
水温, pH	2 回/月	
MLDO	1 回/月	
MLSS	2 回/月	1 回/月

④通日試験（1 回/年）

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	塩混入口
BOD、SS	12 検体（2 時間間隔）	
BOD、SS、総窒素、全りん	※混合検体	※混合検体

※ 2 時間間隔で採水し、流量比例混合したものを検体とし、初沈入口のものについては、流入精密試験（施設課実施）の試料にも供する。

(3) 淀江浄化センター

① 日常試験（毎日）

■ 流入水、放流水

測定項目 \ 採水箇所	分配槽入口	塩混出口
水温、pH (※)	○	○
透視度		○
残留塩素		○

■ 反応槽

測定項目 \ 採水箇所	1・2系曝気槽
水温、pH (※)	○
SV	○
MLDO (※)	○
MLSS (※)	○

※pH、MLDO、及びMLSSは、現場に設置しているポータブル計にて計測可能である。

② 通常試験

測定項目 \ 採水箇所	分配槽入口	塩混出口
水温、pH	1回/月	2回/月
透視度		2回/月
BOD	1回/月	2回/月
COD		2回/月
SS	1回/月	2回/月
Cl ⁻	1回/月	
大腸菌群数		2回/月
残留塩素		2回/月
総窒素、全りん		2回/月

③ 曝気槽試験（通常試験と同時に行う。）

測定項目 \ 採水箇所	1・2系曝気槽
水温、pH、MLSS	2回/月

(4) ポンプ場関係試験

①通常試験

測定項目	検査対象	旭ヶ丘 マンホールポンプ場
水温、pH、BOD、COD、SS		1回/3ヶ月

- ※1 旭ヶ丘マンホールポンプ場からの汚水は境港市に処理委託を行っており、境港市との覚書により委託者から境港市へ水質結果の報告が必要となっている。このため、受託者は上記マンホールポンプ場の水質分析を行うこと。
- ※2 上記に関連して、送水流量計の校正を隔年で実施し、校正報告書を市へ提出すること。また、必要に応じて修繕を行い、実施した場合には修繕実施報告書に記載すること。
(【別紙 19】及び【別紙 30】を参照のこと)

2.2 雨天時放流水質（放流時には毎回測定）

- (1) 雨天時放流水質基準を適用する降雨は、合流式下水道を対象とする内浜処理区内における総降雨量が 10mm 以上 30mm 以下の範囲の降雨とする。
- (2) 試料採取場所は、以下の施設を対象とする。
 - ア 内浜処理場 放流口
 - イ 中央ポンプ場
- (3) 水質試験は pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P のほか、流量及び降雨量を測定し、委託者へ報告すること。
- (4) BOD の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令第 5 条、第 8 条の規定に基づき、日本工業規格 K0102 21 に該当する方法により実施すること。
- (5) 雨天時放流水質基準は、平均水質に対して適用し、BOD40mg/L 以下とする。
- (6) 試料の採取回数及びタイミングは、次のとおりとする。ここで、放流開始とは雨水ポンプ 1 台目が運転開始したときをいう。
 - ア 1 回目：放流開始から 30 分後
 - イ 2 回目：放流開始から 60 分後
- (7) 試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、10℃以下 0℃以上の暗所に保存すること。
- (8) 試料採取の場所や間隔は、委託者と協議を行うこと。

2.3 臨時水質等試験

値を超過するおそれがあるとき又は異常な流水を把握したときは、受託者は、直ちに必要な臨時水質等試験を実施するとともに、委託者に報告すること。

2.4 流入水、放流水中の重金属類及び揮発性有機化合物の測定

各処理場において、次表に示す流入水及び放流水中の重金属類及び揮発性有機化合物について分析を行うこと。その他は、2.1 (2) 以降に規定する要求水準に準じる。

(1) 流入水

項 目 名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
ふっ素化合物	JIS K 0102 34.1	10・3月	10・3月	10月
鉄	JIS K 0102 57.4	10・3月	10・3月	10月
マンガン	JIS K 0102 56.4	10・3月	10・3月	10月
亜鉛	JIS K 0102 53.3	10・3月	10・3月	10月
銅	JIS K 0102 52.4	10・3月	10・3月	10月
全クロム	JIS K 0102 65.1.4	10・3月	10・3月	10月
鉛	JIS K 0102 54.3	10・3月	10・3月	10月
カドミウム	JIS K 0102 55.3	10・3月	10・3月	10月
砒素	JIS K 0102 61.2	10・3月	10・3月	10月
セレン	JIS K 0102 67.2	10・3月	10・3月	10月
総水銀	昭和46年環告59号付表1	10・3月	10・3月	10月
有機燐化合物	昭和49年環告64号付表1	10・3月	10・3月	10月
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
ベンゼン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
チウラム	昭和46年環告59号付表4	10・3月	10・3月	10月
シマジン	昭和46年環告59号付表5の第1	10・3月	10・3月	10月
チオベンカルブ	昭和46年環告59号付表5の第1	10・3月	10・3月	10月
1,4-ジオキサン	昭和46年環告59号付表7	10・3月	10・3月	10月

(2) 放流水

項目名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
鉄	JIS K 0102 57.4	5・11月	5・11月	5・11月
マンガン	JIS K 0102 56.4	5・11月	5・11月	5・11月
亜鉛	JIS K 0102 53.3	5・11月	5・11月	5・11月
銅	JIS K 0102 52.4	5・11月	5・11月	5・11月
全クロム	JIS K 0102 65.1.4	5・11月	5・11月	5・11月
鉛	JIS K 0102 54.3	5・11月	5・11月	5・11月
カドミウム	JIS K 0102 55.3	5・11月	5・11月	5・11月
総水銀	昭和46年環告59号付表1	5・11月	5・11月	5・11月
砒素	JIS K 0102 61.2	5・11月	5・11月	5・11月
セレン	JIS K 0102 67.2	5・11月	5・11月	5・11月
フェノール類	JIS K 0102 28.1	5・11月	5・11月	5・11月
ふっ素化合物	JIS K 0102 34.1	5・11月	5・11月	5・11月
全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	5・11月	5・11月	5・11月
ほう素	JIS K 0102 47.3	5・11月	5・11月	5・11月
ポリ塩化ビフェニル	昭和46年環告59号付表3	5・11月	5・11月	5・11月
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	昭和49年環告64号付表4及び JIS K 0102 (2016) 付属書1Ⅱ	5・11月	5・11月	5・11月
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	昭和49年環告64号付表4及び JIS K 0102 (2016) 付属書1Ⅱ	5・11月	5・11月	5・11月
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
ベンゼン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
チウラム	昭和46年環告59号付表4	5・11月	5・11月	5・11月
シマジン	昭和46年環告59号付表5の第1	5・11月	5・11月	5・11月
チオベンカルブ	昭和46年環告59号付表5の第1	5・11月	5・11月	5・11月
有機燐化合物	昭和49年環告64号付表1	5・11月	5・11月	5・11月
1,4-ジオキサン	昭和46年環告59号付表7	5・11月	5・11月	5・11月

2.5 放流水ダイオキシン類分析

次表に示すとおり、放流水中のダイオキシン類について分析を行うこと。

項目名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場
ダイオキシン類	JIS K 0312 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」	7月	7月

【別紙 22】 運転操作監視業務の要求水準

1 本業務の基本方針

運転操作業務（以下、本規定において「本業務」という。）は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 本業務の対象施設は、【別紙 3】（業務範囲）に示すとおりとする。
- (2) 各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作に努めること。
- (3) 本件施設の各種設備及び機器の運転操作にあたり、その機能が発揮でき、かつ過度の劣化が生じないように適正に実施すること。
- (4) 各種設備及び機器が正常に動作するよう各種設備及び機器の調整及び整備に努めること。新たに改築又は増設若しくは改造された設備及び機器等についても同様とする。
- (5) 本件施設の各種設備及び機器の故障時及び事故時等においても適切な処置を行うこと。
- (6) 的確に修繕業務を行い、適正な施設管理及び物品等調達・管理業務を行うことで本件施設の適切な維持管理に努めること。
- (7) 事故等が発生しないよう安全管理に万全を期すこと。

2 本業務の要求水準

2.1 監視室における監視、操作、記録等の作業

- (1) 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録すること。
- (2) 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であることを確認すること。なお、異常が確認された場合、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 本業務は、監視、保全管理業務及び水質試験などから得られる情報を的確に判断し、要求水準を担保するよう運転操作を行うこと。性能規定に対する達成度の確認については、原則として以下のとおり実施すること。
 - ア 放流水質に関する法定基準及び目標基準については、受託者が実施する水質試験業務及び法定項目分析業務によって得られた測定結果から確認を行う。
 - イ 汚泥に関する契約基準については、受託者が実施する汚泥試験業務によって得られた測定結果により確認を行う。
 - ウ 臭気に関する法的基準については、受託者が実施する悪臭物質測定業務によって得られた測定結果により確認を行う。
- (4) 本件処理場においては、良好な水質・汚泥処理を確保するための自主管理項目及び自主管理基準を設け、適正な水処理・汚泥処理を実施すること。
- (5) 大雨、異常な水質の流入水等による処理水悪化が生じるおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、運転操作について適切な処置を行うこと。

2.2 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業

- (1) 現有施設能力を十分に活用すること。
- (2) 本件設備の効率的な運転管理を行い、省エネルギー管理に努めること。
- (3) 臭気の拡散、振動及び騒音など、周辺環境に影響を及ぼすことのないように努めること。
- (4) 処理場においては、活性汚泥濃度等を適正に管理し、必要以上の汚泥を貯留しないこと。
- (5) 内浜処理場及び淀江浄化センターにおいては、脱水汚泥の含水率を低く一定となるよう努めること。
- (6) 汚泥処理に係る運転操作は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう本件処理場全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うこと。

2.3 管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

日報、月報及び年報データは、遅滞なく委託者の指定するデータファイルに入力したうえ委託者に報告すること。なお、入力したデータを修正する必要がある場合には、委託者の承諾を得た後に修正すること。

2.4 監視室内の整理、清掃等の作業

受託者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

2.5 夜間の巡視点検（監視カメラを用いた監視を含む。）

定期的に施設内を巡回して、機器等の異常の有無を確認すること。この場合においても、運転操作監視員は、1名以上常駐しなければならない。

2.6 雨天時における中継ポンプ場の巡回点検

雨天時には、各中継ポンプ場を巡回し、異常の有無を確認すること。特に、青木ポンプ場、富益団地ポンプ場及び西福原ポンプ場においては、雨天時の流入増加時に水位が下がらない場合に現地確認が必要となることに留意する。これらポンプ場に関する雨天時の対応方法については閲覧資料にて示す。

3 監視及び業務時間に関する基本的な考え方

- (1) 本業務は、設備等を適正に運転するために常駐して行うこと。
- (2) 本業務の業務時間は、原則として以下のとおりとする。なお、常駐せず巡回のみの施設は、常駐施設における Web 監視又は携帯電話等による遠隔監視とする。

- ア 内浜処理場の水処理施設に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とする。
- イ 内浜処理場の汚泥処理施設に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とする。
- ウ 皆生処理場に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とすること。
- エ 淀江浄化センターに関する日常業務は、平日昼間勤務を基本とし、一日 8 時間以上の常駐体制とするが、異常警報の一次対応など 24 時間対応が行える体制とする。
- オ 中央ポンプ場は、米子市の中心的なポンプ場であり、合流式汚水中継ポンプ場と合流式雨水排水ポンプ場を兼ねているため、日常業務は一日 24 時間連続の運転操作監視とする。

【別紙 23】汚泥試験業務の要求水準

1 基本方針

汚泥試験業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令等、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要なときは、自主的に汚泥試験等を行い、適切な運転操作に反映させること。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 各種分析により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に保管、管理し、処分すること。
- (6) 各種分析に使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等により厳重に管理し、盗難及び紛失等の防止を図ること。
- (7) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (8) 汚泥試験結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 汚泥試験

- (1) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (2) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (3) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (4) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (5) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (6) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。

①汚泥試験（内浜・・・1回/月、淀江・・・1回/2ヶ月）

測定項目	検体	供給汚泥		脱水ケーキ		脱離液
		内浜	内浜	淀江	淀江	内浜
pH、蒸発残留物		○				○
強熱減量率		○	○	○	○	○
含水率			○	○		

②消化槽試験（内浜・・・1回/月）

測定項目	検体	濃縮槽			消化槽	
		投入	越流	引抜	1・2系	引抜
pH		○	○		○	○
蒸発残留物		○	○	○	○	○
強熱減量率		○		○	○	○

測定項目	検体	混合槽	常圧浮上装置
		引抜	余剰汚泥
pH			○
蒸発残留物		○	○
強熱減量率		○	○

③送泥試験（皆生・・・1回/1ヶ月）

測定項目	検体	圧送汚泥
pH		○
SS		○

2.2 脱水ケーキダイオキシン類分析

次表に示すとおり、脱水ケーキ中のダイオキシン類について分析を行うこと。

項目名	計量の方法	内浜処理場
ダイオキシン類	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月 厚生省告示第192号）	7月

【別紙 24】 悪臭物質測定業務の要求水準

1 基本方針

悪臭物質測定業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令等、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても所定の性能を担保するため、運転操作に必要なときは、自主的に悪臭物質測定等を行い、適切な運転操作に反映させるものとする。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (6) 悪臭物質測定結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

- (1) 悪臭物質の測定は、1年当たり1回以上とする。
- (2) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (3) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (4) 試験の実施に当たって、受託者が別途定める「水質等試験要領」の内容に十分留意すること。
- (5) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (6) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (7) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (8) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。
- (9) 性能規定を満たしている場合においても、地域住民から苦情が発生しないよう、適切な対策を講じること。
- (10) 受託者は、本件施設の悪臭物質濃度の基準を定め、この濃度以下となることを目標として、脱臭装置の維持管理を含めて悪臭防止に努めること。

■悪臭物質の測定

分析項目名	【別紙5】に示す22項目
対象施設名	下水処理場2箇所（内浜、皆生） ポンプ場7箇所（中央、祇園、大谷、新加茂、上福原、西福原、青木）
試料採取箇所	施設敷地境界（内浜処理場は周辺3か所（資材置き場、安倍グランド横、安倍彦名団地））
試料採取日	4月～11月の雨天時を除いた日
計量の方法	特定悪臭物質の測定方法（環境庁告示第9号（昭和47年5月30日公布））

【別紙 25】エネルギー管理業務の要求水準

1 基本方針

エネルギー管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理に努め、本件施設全体での温室効果ガス排出量を削減すること。
- (2) 現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

2 本業務の要求水準

2.1 エネルギー管理計画の作成

本業務は、以下の事項に留意してエネルギー管理計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施する。

- ア 作成したエネルギー管理計画を事業実施計画書に記載すること。
- イ エネルギー管理計画には具体的な省エネルギー対策、削減目標を掲げること。
- ウ 機能の増設、運転管理方法の変更等により、エネルギー管理計画の変更又は追加が必要となった場合、エネルギー管理計画書を適宜修正し、委託者に提出すること。

2.2 達成状況報告

鳥取県地球温暖化対策条例に基づく「温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画」に関連して、達成状況を委託者に報告すること。なお、事業者取組計画は以下のとおりであり、今後変更となることに留意する。

- ア 計画期間：令和3年4月から令和6年3月まで
- イ 原単位の指標：二酸化炭素換算 処理水量（万 m³）
- ウ 基準年度実績値：1.86（t-CO₂/万 m³）
- エ 目標年度計画値：1.73（t-CO₂/万 m³）
- オ 増減率：7.0%減（年平均2.4%の削減）

【別紙 26】ユーティリティ管理業務の要求水準

1 基本方針

ユーティリティ管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の実施にあたり、委託者に計画書及び証明書を提出すること。
- (2) ユーティリティに係る月ごとの使用実績を月間業務報告書とともに提出すること。
- (3) 災害等により調達業務が滞ることがないように支援体制等を十分に整備すること。
- (4) 委託者が別途発注する工事及び調査等に使用するユーティリティ等についても調達・管理を行うこと。この場合、料金の支払については委託者と協議を行うこと。

2 本業務の要求水準

受託者は、本事業に必要なユーティリティを調達し、適正に管理すること。また、薬品及び燃料は適正な品質及び規格のものを調達すること。薬品については、調達前に委託者の承認を受けること。

3 受託者の費用負担に関する基本的な考え方

本業務に必要な費用は、各種業務費用に含むものとし、受託者が負担する。

4 契約種別

電力及び上水道の契約種別は次ページのとおりである。また、その他ユーティリティに係る実績及び予定調達数量は【別紙 12】を参照のこと。

4.1 電力

施設名	契約種別	
内浜処理場	高压高負荷率 TOU B 930kw	
皆生処理場	高压高負荷率 TOU A 278kw	
淀江浄化センター	高压高負荷率 TOU A 115kw	
中央ポンプ場	高压電力 A 194kw	
祇園ポンプ場	低压電力 35kw	
大谷ポンプ場	高压電力 A 29kw	
新加茂ポンプ場	高压電力 A 60kw	
青木ポンプ場	高压 TOU A 22kw	
富益団地ポンプ場	低压電力 25kw	
上福原ポンプ場	高压電力 A 35kw	
西福原ポンプ場	高压電力 A 41kw	
マンホールポンプ場（49箇所）	低压電力	
観音寺マンホールポンプ場 （真空ステーション）	低压電力 13kw	

4.2 上水道

施設名	契約種別	
内浜処理場	φ 40mm	
皆生処理場	φ 50mm	
淀江浄化センター	φ 50mm	
中央ポンプ場	φ 25 mm	
祇園ポンプ場	φ 20 mm	
大谷ポンプ場	φ 20 mm	
新加茂ポンプ場	φ 20 mm	
青木ポンプ場	φ 20 mm	
富益団地ポンプ場	φ 25 mm	
上福原ポンプ場	φ 20 mm	
西福原ポンプ場	φ 20 mm	
マンホールポンプ場（49箇所）		
観音寺マンホールポンプ場 （真空ステーション）		

【別紙 27】 廃棄処分業務の要求水準

1 基本方針

廃棄処分業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) ごみ及びし渣等の一般廃棄物は、受託者の責任において適正に運搬及び処分を行うこと。
- (2) 脱水汚泥及び沈砂等の産業廃棄物については、委託者の指示により、委託者が契約する専門業者への引き渡し完了まで立ち会いをし、車両への積み込み等搬出作業は、相手方に協力して行うこと。
- (3) その他の産業廃棄物（水質試験業務や汚泥試験業務における廃液を除く。）については、適正に保管し、委託者の指示により、委託者が契約する専門業者に引き渡しすること。
- (4) 脱水汚泥又は沈砂等を搬出するにあたり、搬出先業者が含水率等別途指示する場合はそれに従うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 ごみ及びし渣等一般廃棄物の処分

一般廃棄物の搬出及び処分に係る本業務は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (2) 運搬に使用する車両は、適切に管理を行うこと。
- (3) 運搬経路の道路事情や交通事情及び周辺環境を考慮し、周辺に悪影響を与えることのないよう適切に運搬すること。
- (4) 運搬車は整備し、運搬途中での車両故障等の防止に努めること。
- (5) 運搬中は、常に衛生に心掛け、運搬物が飛散しないようシート等の覆いを掛け、運搬すること。また、過積載防止を徹底すること。
- (6) し渣等の可燃物については、米子市クリーンセンター（米子市河崎 3280 番地 1）へ運搬すること。

2.2 産業廃棄物の搬出作業、量確認のための立会い

脱水汚泥及び沈砂等の産業廃棄物の引き渡し時においては、委託者が別途委託する車両への積み込み等に立ち会いをし、委託者が発行するマニフェストと一緒に引き渡すとともに、処分量の確認を行うこと。

2.3 マニフェストの整理及び管理

マニフェストに係わる事務処理を行うとともに、脱水汚泥の搬出量について月間集計報告書を委託者へ提出すること。

【別紙 28】環境整備業務の要求水準

1 基本方針

環境整備業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務のマニュアルは、発注者と協議を重ねたうえで策定し、見直しと改善、整備を行うこと。
- (2) 月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。
- (3) 環境保全にかかわる一民間企業として、自発的に施設周辺のクリーン活動等を実施し、同じ地域で活動するパートナーとして地域活動に参加すること。
- (4) 環境整備業務の各業務は、受託者が自ら実施又は外部委託等により実施すること。ここで、委託実績と本委託期間において受託者が実施するものについては【別紙 30】に示すとおりとする。

2 本業務の要求水準

2.1 植栽の剪定及び管理

本件施設の作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理を行い、衛生的な外観の管理をすること。

2.2 建物等諸室の清掃

建物等諸室の清掃（床面清掃を含む）を行い、建物内の環境整備に努めること。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

2.3 落ち葉掃き、草取り等の場内清掃

対象施設内における植栽への消毒、除草及び落ち葉掃き等による清掃を行い、場内の環境整備に努めること。

2.4 除雪

積雪時には、事故防止等を目的として積雪時には場内の除雪を実施すること。対象箇所は以下とするが、内浜処理場及び淀江浄化センターは脱水汚泥の搬出が必要となるため、特に留意すること。また、場内駐車場に関しても同様とするが、中央ポンプ場は特に出入りが多いため、留意する。

- (1) 維持管理上使用する場内道路、及び場外搬出車両の駐車・作業スペース
- (2) 対象施設における駐車場（来賓者用、委託者用、受託者用）

2.5 駐車場の管理

対象施設における駐車場について、使用区分（来賓者用、委託者用及び受託者用）を委託者に確認のうえ、不適切な駐車がないよう受託者が管理を行うこと。また、要求水準書の6.2（2）に記載した委託者が行う行政財産使用時の駐車場の管理も行うこと。

2.6 害虫駆除

対象施設の場内においてハチや蛾などの害虫が発生した場合には、これらの害虫駆除を行うこと。

【別紙 29】警備業務の要求水準

1 基本方針

警備業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の内容に関する実施頻度等は、受託者の提案とするが、対象施設の保安に努めること。
- (2) 提案内容を反映したマニュアルは、発注者と協議を重ねたうえで策定し、見直しと改善を行うこと。
- (3) 月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 対象施設への出入管理

対象施設への出入者（委託者を除く）の管理を行うこと。なお、中央ポンプ場の委託者の事務室への出入者は対象外とする。

2.2 門扉、対象施設内建物の開閉管理及び鍵の管理

対象施設の門扉及び建物の開閉を行うとともに、鍵の管理を行うこと。

2.3 巡回警備

常駐しない対象施設については、巡回による警備又は監視カメラを用いた監視を行うこと。なお、監視カメラの設置、巡回警備の対象及び実施頻度は受託者の任意とするが、委託者と承諾を得ること。

【別紙 30】委託実績及び委託の予定

項目	委託名	請負業者	委託実績(円)※3			3カ年平均※2 (円)	本委託にて受託者が実施するもの※1				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度		
処理場	清掃委託料	内浜処理場清掃業務委託	(有)ワイビーエム	550,800	499,220	-	525,010	○	○	○	
	保守委託料	内浜処理場監視設備保守及び点検業務委託	東芝インフラシステムズ(株) 令和4年度からメタウォーター(株)	12,096,000	12,485,000	-	12,290,500	○	○	○	
		内浜処理場高圧受電設備ほか保守及び点検業務委託	東芝インフラシステムズ(株)	-	-	4,620,000	4,620,000	○	○	○	
		内浜処理場ほか2施設非常用発電設備消防点検委託	東芝インフラシステムズ(株)	2,332,800	13,310,000	4,972,000	6,871,600	○	○	○	
		内浜処理場クレーン設備等保守点検業務委託	後藤工業(株)	410,400	440,000	440,000	430,133	○	○	○	
		内浜処理場No.1汚泥脱水機年次点検業務委託	メタウォーター(株)	-	1,566,000	1,650,000	1,608,000	○	○	○	
		内浜処理場No.2汚泥脱水機年次点検業務委託	(株)西原環境 関西支店	-	2,181,600	2,486,000	2,333,800	○	○	○	
		内浜処理場ガス検知器点検業務委託	山陰酸素工業(株)	-	194,700	299,200	246,950	○	○	○	
		業務用空調設備定期点検業務委託(内浜)	大和設備(株) 米子支店	-	129,600	-	129,600	-	-	○	
		皆生処理場監視設備・高圧受変電設備保守点検業務委託	東芝インフラシステムズ(株)	4,860,000	7,315,000	6,182,000	6,119,000	○	○	○	
		中央ポンプ場・内浜処理場・皆生処理場自家用電気工作物点検業務委託	青瀧電気管理事務所	702,000	771,720	782,760	752,160	○	○	○	
		淀江浄化センター監視設備保守点検業務委託	メタウォーター(株)	-	825,000	935,000	880,000	○	○	○	
		淀江浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託	横田電気管理事務所	181,440	196,200	198,000	191,880	○	○	○	
		淀江浄化センター維持管理業務委託	(有)淀江清掃社	10,889,640	11,446,600	11,618,200	11,318,147	○	○	○	
		温水ボイラー保守及び点検業務委託	(株)西原環境 関西支店	918,000	935,000	935,000	929,333	○	○	○	
	管理委託料	皆生処理場 枯れ松伐採作業委託	(有)浅中錦松園	-	-	331,188	331,188	○	○	○	
		淀江浄化センタークラウド監視サービス業務委託	メタウォーター(株)	220,644	299,640	299,640	273,308	○	○	○	
		植栽消毒管理委託	(有)浅中錦松園	481,680	497,138	220,000	399,606	○	○	○	
	検査委託料	水質汚泥等分析業務委託	(株)日本総合科学山陰支所	3,126,600	3,174,420	3,131,700	3,254,940	○	○	○	
		内浜処理場雨水放流水水質検査委託	(株)日本総合科学山陰支所	-	364,880	387,200	376,040	○	○	○	
	処理委託料	内浜処理場ハチの巣駆除業務委託	(株)マサコーポレーション	-	21,600	22,000	21,800	○	○	○	
	手数料	内浜処理場硫化水素濃度計定期点検(3台)	ミドリ安全	122,100	122,100	122,100	122,100	○	○	○	
		内浜処理場2tダンプスノータイヤ取替	(有)尾崎タイヤ商会	4,620	4,620	4,620	4,620	○	○	○	
		内浜処理場し渣焼却処分(19.9円/kg×27,000kg=537,300)	グリーン推進課	537,300	537,300	537,300	537,300	○	○	○	
		内浜処理場空気呼吸器検査(3年/回)	ミドリ安全	39,600	-	-	39,600	-	○	-	
		皆生処理場空気呼吸器検査(3年/回)	ミドリ安全	-	26,400	-	26,400	-	-	○	
		皆生処理場A重油地下タンク配管漏洩検査	山陰工業	62,700	62,700	62,700	62,700	○	○	○	
		皆生処理場硫化水素濃度計定期点検(1台)	ミドリ安全	53,900	53,900	53,900	53,900	○	○	○	
		淀江処理場空気呼吸器検査(3年/回)	ミドリ安全	-	-	-	26,400	○	-	-	
		淀江処理場硫化水素濃度計定期点検(1台)	ミドリ安全	22,000	22,000	22,000	22,000	○	○	○	
		内浜処理場脱硫剤交換業務(脱硫剤 5.0m ³ ×2基)	(株)西原環境関西支店	-	-	-	5,720,000	○	○	○	
		皆生処理場脱硫剤交換業務(脱硫剤 9.5m ³)	(資)第貳商会	-	-	-	2,419,906	○	○	○	
		皆生処理場脱臭設備活性炭交換業務(活性炭:酸性2.38m ³ ,中性2.38m ³)	(資)第貳商会	-	-	-	1,160,297	○	○	○	
合計						64,098,218					
ポンプ場		清掃委託料	中央ポンプ場清掃業務委託	中国大建管財(株)	464,400	468,264	498,960	62,700	○	○	○
		保守委託料	中央ポンプ場監視設備保守点検業務委託	(株)日立製作所 中国支社	7,257,600	16,313,000	8,679,000	10,749,867	○	○	○
	中央ポンプ場等11施設消防用設備保守及び点検業務委託		(有)エコテクノ、丸田産業(株)、(株)ティビエム	1,598,400	1,613,200	2,508,000	1,906,533		○	○	
	中央ポンプ場クレーン設備等保守点検業務委託		後藤工業(株)	410,400	440,000	440,000	430,133	○	○	○	
	中央ポンプ場非常用発電設備消防点検委託		(株)正興電機製作所	864,000	6,886,000	4,730,000	4,160,000	○	○	○	
	ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託		青瀧電気管理事務所	896,400	928,680	939,840	921,640	○	○	○	
	マンホールポンプ場維持管理業務委託		(株)ホクシン	4,597,560	4,954,400	5,130,400	4,894,120	○	○	○	
	合併処理浄化槽保守点検業務委託(淀江町分)		(有)淀江清掃社	-	25,920	-	25,920	○	○	○	
	観音寺真空ステーション維持管理業務委託		(株)清流メンテナンス、水都工業(株)	1,297,080	1,321,100	1,321,100	1,313,093	○	○	○	
	旭が丘マンホールポンプ場電磁流量計保守点検業務		愛知時計電機(株)	-	99,000	-	99,000	○	-	○	
	管理委託料	情報配信サービス業務委託(福市第3マンホールポンプほか)	西菱電機(株) 社会システム事業部 西菱電機(株) 大阪支社	64,800	118,800	-	91,800	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(福市第6マンホールポンプ)	(株)鶴見製作所 中国支店	25,920	26,400	26,400	26,240	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(淀江地区内)	小松電機産業(株)	261,792	266,640	266,640	265,024	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(中島)	西菱電機(株)	11,880	-	-	11,880	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(車尾ほか)	西菱電機(株) 大阪支社	-	-	22,000	22,000	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(観音寺1号)	(株)クボタ中四国支社	-	3,960	20,790	12,375	○	○	○	
		情報配信サービス業務委託(彦名2号、3号)※R3年度設置	新明和工業(株)	-	-	-	52,800	○	○	○	
		公共ポンプ場剪定業務委託	(株)藤波組	-	77,000	93,500	85,250	○	○	○	
	検査委託料	新加茂ポンプ場ケヤキ伐採業務委託	(有)浅中錦松園	-	-	110,880	110,880	○	○	○	
	手数料	中央ポンプ場雨水放流水水質検査業務委託(6回)	(株)日本総合科学山陰支所	213,840	-	-	213,840	○	○	○	
雨水放流水水質検査業務委託		(株)日本総合科学山陰支所	-	460,140	532,400	496,270	○	○	○		
中央ポンプ場A重油地下タンク配管漏洩検査		山陰工業	62,700	62,700	62,700	62,700	○	○	○		
合計						26,268,166					

※1 ○:受託者が自ら実施又は外部委託するもの、-:当該年度に実施しないもの

※2 実績値の合計(緑着色箇所)は、委託費実績の3カ年平均値を合計した値であり、費用算定の参考値として示すものである。

※3 委託実績において記載がないもの(黄色着色箇所)は、R3~4年度に委託費として発生した業務を表す。

【別紙 31】 配置する有資格者

①法令により配置が必要となる資格者（必須）

番号	資格	関連法令
1	下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格者	下水道法第 22 条第 2 項 下水道法施行令第 15 条の 3
2	電気主任技術者（第三種）	電気事業法第 44 条
3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法第 14 条 労働安全衛生規則第 16 条 酸素欠乏症等防止規則第 11 条
4	危険物取扱者（甲種または乙種 4 類）	消防法第 13 条の 2
5	クレーン特別教育修了者	労働安全衛生規則第 37 条の 15 クレーン等安全規則第 21 条
6	玉掛け技能講習修了者	労働安全衛生法第 61 条 労働安全衛生規則第 20 条の 16

②業務上推奨される資格者（任意）

番号	資格	関連法令
1	第一種電気工事士	電気工事士法第 3 条、第 4 条
2	防火管理者	消防法施行令第 3 条
3	特定化学物質作業主任者	労働安全衛生法第 14 条
4	安全衛生推進者	労働安全衛生法第 11 条

【別紙 32】 リスク分担

項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				委託者	受託者
共通	1	契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	2		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	3		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	4	税制度の変更リスク	受託者に影響を及ぼす税制度の変更（法人税等）		○
	5		広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
	6	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
	7		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	8	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	9		受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
	10		上記以外のもの	○	
	11	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	12		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	13	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
	14		上記以外のもの	○	
	15	事故・災害リスク	受託者の責による労災事故（再受託者及び関係者による事故含む）、設備の破損・損傷、場内の不法投棄等		○
	16		上記以外のもの	○	
	17	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
	18		委託者の責務不履行によるもの	○	
	19		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	20		受託者の責による事業継続困難時の公社職員の雇用		○
	21	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	22	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
維持管理	23	公社職員雇用承継リスク	転籍後の雇用形態及び待遇等の管理		○
	24		雇用条件のモニタリング	○	
	25	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	26	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	27	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	28		上記以外の経費の増加		○
	29	性能未達成リスク	契約条件下での要求水準の未達成		○
	30		不可抗力等による要求水準の未達成	○	
	31	修繕等の遅延リスク	委託者発注の「修繕工事、改築工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
	32		受託者発注の「修繕工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足		○
	33	情報・条件のリスク	委託者からの開示された情報・条件の不整合	○	○
	34	突発修繕費の増大リスク	性能未達など、受託者の責による補修費の増大		○
	35		上記以外によるもの	○	
	36	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	37		受託者の責により施設が損傷した場合		○
	38		不可抗力等による施設の損傷	○	
	39		上記以外のもの（双方協議により定める）	○	○

※着所箇所：ご提案等を踏まえ、変更した箇所を表します。